

第 1 3 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 6 年 2 月 1 3 日(金)
午後 2 時 0 0 分
場 所 志波姫町「エポカ 2 1 」

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項
 - 協議 第 4 0 号の 2 新市建設計画（第 4 章 建設計画 第 5 章 公共的施設の適正配置と整備）について
 - 協議 第 4 6 号 地方税の取扱い（その 2 ）について
 - 協議 第 4 7 号 一部事務組合等の取扱い（その 1 ）について
 - 協議 第 4 8 号 新市建設計画（第 2 章 新市の概況 第 3 章 建設の基本方針）の修正について
- 5 提案事項
 - 協議 第 4 9 号 使用料、手数料の取扱いについて
 - 協議 第 5 0 号 公共的団体等の取扱いについて
 - 協議 第 5 1 号 補助金、交付金等の取扱いについて
 - 協議 第 5 2 号 コミュニティ施策について
 - 協議 第 5 3 号 地方税の取扱い（その 3 ）について
 - 協議 第 5 4 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

協議第 4 9 号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 3 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

使用料、手数料の取扱いについて

- 1 使用料については、次のとおり調整する。
 - (1) 施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないよう合併時までに調整する。
 - (2) 行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時までに調整する。
 - (3) 公共物使用料については、別紙 1 のとおり合併時までに調整する。
- 2 手数料については、別紙 2 のとおり合併時までに調整する。

平成 年 月 日確認

別紙1 公共物使用料(案)

形態又は種類		単 位	金 額
柱 類	第1種電柱	1本につき1年	770円
	第2種電柱		1,200円
	第3種電柱		1,600円
	第1種電話柱		690円
	第2種電話柱		1,100円
	第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		53円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年	7円
地下電線その他地下に設ける線類			4円
変圧塔・その他これの類するもの及び公衆電話所		1個(基)につき1年	1,100円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
管 類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		710円
宅地、駐車場、休息所、遊技場、露店、商品置場又は材料置場等		使用面積1平方メートルにつき1月	110円
農地、採草地、放牧地		使用面積1平方メートルにつき1年	5円

別紙2 手数料(案)

区 分	手数料の種類	単 位	調整(案)
戸籍関係	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	450円
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件	350円
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件	450円
	戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は、戸籍法第48条第2項の規定に基づく届出書その他の町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通	350円
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・又は認知の届出の受理証明書手数料	1通	1,400円
	戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件	350円
住民基本台帳関係	身分に関する証明手数料	1件	300円
	住民票等の写し・住民登録謄・抄本交付手数料	1通	300円 <small>(同一世帯員については5枚まで300円とし、1枚増すごとに50円を加算)</small>
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	300円
	戸籍の附票の写し若しくは除かれた戸籍の付票の写し交付手数料	1通	300円
	住民票の記載事項の証明書手数料	1件	300円
	外国人登録原票記載事項証明等手数料	1通	300円
	住民票の写しの広域交付に関する交付手数料	1通	300円 <small>(1枚増すごとに50円を加算)</small>
	住民基本台帳ネットワークカードの交付手数料	1件	500円
印鑑登録関係	印鑑登録証明書交付手数料	1通	300円
	印鑑登録証交付手数料	1件	500円
	印鑑登録証再交付手数料	1件	500円
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件	300円
情報公開関係	情報公開に係る手数料	1件	無料
臨時運行関係	臨時運行許可申請手数料	1件	750円
埋火葬許可関係	埋火葬許可に関する証明手数料	1件	無料
	改葬許可証交付手数料	1件	300円
狂犬病予防関係	犬の登録手数料	1件	3,000円
	犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件	550円
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600円
	犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件	340円
環境関係	一般廃棄物収集運搬許可証交付手数料	1件	10,000円
	一般廃棄物収集運搬許可証再交付手数料	1件	2,000円

区 分	手数料の種類	単 位	調整(案)
税務関係	公簿又は図面の閲覧手数料	1件	300円
	所得に関する証明手数料	1件	300円
	営業に関する証明手数料	1件	300円
	資産に関する証明手数料	1枚	300円 (1枚増すごとに50円を加算)
	納税に関する証明手数料	1枚	300円 (1枚増すごとに50円を加算)
	課税に関する証明手数料	1件	300円
	車検用納税証明手数料	1件	無料
	非課税証明書手数料	1件	300円
	標識交付証明書手数料	1件	無料
	法務局依頼評価証明書手数料	1件	無料
	狩猟者登録税に係る証明書手数料	1件	300円
	免税軽油使用に係る証明書手数料	1件	300円
	その他の証明書手数料	1件	300円
	住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円
	督促手数料	1件	100円
租税特別措置法 関係	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000円
	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積合計 100㎡以下	1件	6,200円
	” 100㎡を越え500㎡以下	1件	8,600円
	” 500㎡を越え2,000㎡以下	1件	13,000円
	” 2,000㎡を越え10,000㎡以下	1件	35,000円
	” 10,000㎡を超え50,000㎡以下	1件	43,000円
	” 50,000㎡を超えるもの	1件	58,000円
鳥獣保護関係	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件	3,400円
下水道事業関係	公認業者登録手数料 新規の場合	1件	20,000円
	公認業者登録手数料 更新の場合	1件	10,000円
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 新規の場合	1件	3,000円
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 更新の場合	1件	2,000円
農業集落排水事業 関係	排水設備工事業者指定手数料	1件	20,000円 (下水道公認業者登録を行った場合は徴しない)

栗原地域合併協議会の調整内容

専門部会名(社会教育・産業・保健福祉部会)

分科会名(社会教育・農林・商工観光・福祉分科会) -1

協定項目	使用料、手数料の取扱い	関係項目
調整方針・調整内容	施設使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぎ、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないよう合併時まで調整する。	

参考事項

社会教育関係施設

公民館

若柳町				
	午前のみ使用 (9:00～正午)	午後のみ使用 (正午～17:00)	夜間のみ使用 (17:00～22:00)	全日使用 (9:00～22:00)
1 若柳町中央公民館				
大ホール	7,800	13,000	18,200	39,000
第1会議室	A	600	1,000	3,000
	B	600	1,000	3,000
	C	600	1,000	3,000
	三室通し	1,800	3,000	9,000
和室	1,200	2,000	2,800	6,000
小会議室	700	1,100	1,600	3,400
第三控室	350	700	950	2,000
調理実習室	1,200	2,000	2,800	6,000
第三会議室	800	1,400	2,000	4,200
第一控室	600	1,000	1,400	3,000
第二控室	350	700	950	2,000
第二会議室	D	1,400	2,500	7,400
	E	600	1,000	3,000
	二室通し	2,000	3,500	10,400
備考	暖房及び調理実習室を使用する場合は、基本使用料の3割増を徴収する。 付属設備の使用は、使用料に含む。			
2 若柳町有賀公民館・畑岡公民館・大岡公民館				
時間	午前のみ使用 (9:00～正午)	午後のみ使用 (正午～17:00)	夜間のみ使用 (17:00～22:00)	全日使用 (9:00～22:00)
研修室	600	1,000	1,400	3,000
調理実習室	1,200	2,000	2,800	6,000
集会室	2,000	3,500	4,900	10,400
会議室	600	1,000	1,400	3,000
備考	暖房及び調理実習室を使用する場合は、基本使用料の3割増を徴収する。			
減免規定あり 若柳町公民館運営管理規則 第7条(使用料の減免) 条例第7条の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。 1. 町の機関及び社会教育団体として教育委員会が認めた団体が使用する場合……10割 2. 町内に事務所を有する公益的団体が使用する場合……5割				

栗駒町	
室名	1時間当たり
3階会議室	500
大会議室	800
和室	600
調理実習室	700
中会議室	300
小会議室	200
大会議室半分(北側)	500
大会議室半分(南側)	300
備考	1 暖房を使用する場合は、使用料(規則で定める減免の適用を受ける場合は、減免後の使用料)の1.3倍額とし、10円未満は切り捨てとする。 2 使用時間が1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間に切り上げる。
減免規定あり	
使用の区分	減免の割合
1 町または教育委員会が主催して行う事業	100分の100
2 町内の保育所、幼稚園の園児及び小学校、中学校の児童生徒のために使用する場合	100分の100
3 町または教育委員会が共催して行う事業	100分の50
4 町または教育委員会が後援して行う事業	100分の50
5 国、県、他の地方公共団体または公益法人が主催して利用する場合	100分の50
6 社会教育団体その他各種団体が、その本来の事業のため使用する場合	100分の50
7 高等学校の生徒及び町外の小学校、中学校等が児童生徒のために使用する場合	100分の50
8 その他町長が特に必要と認めた場合	100分の50以下

高清水町						
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	9時～22時	13時～22時
高清水町公民館						
大ホール料金を徴収しない場合	3,000	3,500	4,500	4,500	7,000	6,000
大ホール料金を徴収する場合	7,000	8,000	10,000	10,000	15,000	13,000
講座室	500	600	900	800	1,200	1,000
調理室	500	600	900	800	1,200	1,000
和室	500	600	900	800	1,200	1,000
視聴覚室	700	700	1,100	800	1,200	1,000
減免規定あり 高清水町公民館管理規則(使用料の減免) 条例第7条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は次の各号のとおりとする。 1. 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者が使用する時。 2. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者が使用する時。 3. その他特に教育長が必要と認めたとき。						

参 考 事 項

公民館

		一迫町			
一迫町公民館		9:30~12:30	12:30~18:00	18:00~21:30	9:30~21:30
施設名					
中央公民館	第1研修室	830	1,310	830	2,970
	第2研修室	570	880	570	2,020
	第3研修室	210	330	210	750
	和室	630	990	630	2,250
	調理実習室	660	1,040	660	2,360
長崎公民館	会議室	290	460	290	1,040
	講義室	70	110	70	250
	調理実習室	210	330	210	750
姫松公民館	軽運動場	350	550	350	1,250
	保健室	390	610	390	1,390
	研修室	460	720	460	1,640
姫松軽運動場	調理実習室	440	690	440	1,570
	軽運動場	430	660	430	1,520

備考

- 調理実習室を使用するときは、ガス、電気料等として参加者1人当たり10円を別に納付しなければならない。
- 冬期間は、暖房費として各使用料に30%を加算して納付しなければならない。
- 営利を目的(興業的)とした場合は基本料金の倍額とする。
- 使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。

減免規定あり
一迫町公民館条例第8条(使用料の減免)
町長は、公共団体が社会教育に関する事業の用に使用する場合、その他特に必要があると認められた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。
(使用料の減免)一迫町公民館管理規則第9条
町又は公共的団体若しくは社会教育団体が使用の場合は、条例第8条の規定により使用料を減免することができる。

		瀬峰町			
瀬峰町公民館		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~20:00	全日(9:00~22:00)
室名					
調理室		1,010	1,830	2,030	3,870
和室(1室)		610	1,010	1,120	2,340
和室(2室)		1,010	1,830	2,030	3,870
大ホール		2,030	3,460	3,770	7,330
会議室		910	1,520	1,830	3,460
視聴覚室		610	1,010	1,120	2,340
クラブ室		400	710	810	1,520
館庭		910	1,520	1,830	3,460

- 冷・暖房を使用するときは、使用料の3割を加算した額とする。ただし、大ホールについては、1時間当たり2,240円を加算した額とする。
- 本町区域外の者が使用の場合は、使用料の3割を加算した額とする。

減免規定あり
瀬峰町公民館使用料減免規程(使用料の免除)
第2条 瀬峰町公民館(以下「公民館」という。)の使用で、次の各号に該当する場合、その使用料を免除する。
(1)町の機関及び国又は県が主催する会議並びに行事
(2)町の社会教育関係団体及び社会教育的活動していると認められる団体の会議並びに行事
(3)前2号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして館長が特に認める会議及び行事
(使用料の軽減)
第3条 公民館の使用で、前条に該当する場合、基本使用料の額に次に掲げる率を乗じて得た額を軽減することができる。
館長が特に認める行事等において有料の場合…100分の50(その他)
第4条 この規程に定めるもののほか、公民館の使用料の減免に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

		金成町	
金成町公民館		1時間当たり	10時間以上の場合
室名			
ホール		500	5,000
和室		250	2,500
講座室		250	2,500
調理室		250	2,500
談話室		130	1,300
小会議室		130	1,300

調理室燃料代は、実費弁償とする。
冬季暖房を使用する場合は、3割増の料金とする。
使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。

減免規定あり
(使用料の免除)
1、金成町公民館の使用で次の各号の一に該当する場合、使用料を免除する。
(1)の機関が主催する会議、及び行事
(2)町の社会教育団体として教育委員会が認める会議及び行事
(3)前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして館長が特に認める会議及び行事
(使用料の軽減)
2、公民館の使用で、次の各号の一に該当する場合、使用料を軽減することができる。この場合、使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。
(1)町内に事務所を有し、主として町民を対象とした活動をその目的とする公共的団体の会議及び行事…100分の50
(2)前号の団体が有料、無料を問わず営利、宣伝を目的として行う行事…100分の75
(特例の場合)
3、前条に該当しない特別な場合、その都度教育委員会の承認を得て、館長が定める額とする。

		鷺沢町			
鷺沢町公民館		午前	午後	夜間	全日
室名					
和室(1室)		520	840	1,050	2,100
和室(2室通し)		1,050	1,570	2,100	3,150
キッチンルーム		1,050	1,570	1,890	3,150
図書室		520	520	840	1,570
大集会室(3室通し)		1,050	1,570	2,100	4,200
大集会室(1室)		520	840	1,050	2,100
館長室兼談話室		520	840	1,050	2,100
会議室		520	840	1,050	2,100
結婚式場	1回につき	520			
屋内体育館	1時間あたり	1,050			

- 暖房を使用したときは、使用料の3割を加算した額とする。
- 結婚式の場合は、上記各号に区分する使用料の2分の1とする。
- 調理室使用の場合は、1時間 500円の使用料とする。

減免規定あり
第7条 町長は、公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供する場合その他特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

		志波姫町			
志波姫町公民館		午前	午後	夜間	全日
室名/使用時間					
展示室(ホール)		620	620	830	1,780
調理室		570	890	1,260	2,200
大ホール		1,780	2,510	3,450	5,250
大会議室		1,150	1,780	2,610	4,400
和室(1室)		620	930	1,350	2,300
和室(2室)		1,150	1,780	2,510	4,400
小会議室		620	930	1,350	2,300
配膳室		620	730	830	1,250

減免規定あり
第7条 志波姫町公民館使用料条例第3条の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。
(1)町の機関及び社会教育関係団体として教育委員会が認めた公共的団体において、公共的に使用する場合…10割
(2)前号に準ずるものと教育委員会が認めた場合…5割

		花山村					
花山村公民館		8:30~12:30	12:30~18:00	18:00~21:30	8:30~18:00	12:30~21:30	8:30~21:30
室名							
多目的ホール		300	410	410	610	720	1,030
和室		200	300	300	410	510	720
その他		200	300	300	410	510	720

備考
この表に定める時間を超えて使用したときは、一時間を増すごとに200円を加算し使用量を徴収する。
暖房器具を使うときは、燃料に要する経費は使用者負担とする。

減免規定あり
花山村公民館の設置及び管理に関する条例
第7条 村長は社会教育に関する事業の世に使用する場合その他、特に必要と認められた場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる。

参 考 事 項

総合体育館

築館町				
総合運動公園(体育館)				
使用区分及び単位		金額	その他	
入場料を徴収しない場合	団 体	午前(9:00~13:00)	1,160	
		午後(13:00~17:00)	1,160	
		夜間(17:00~21:00)	2,310	
	時間外(1時間につき)		580	夜間2時間の場合 1,160円
	個 人	午前(9:00~13:00)	580	
		午後(13:00~17:00)	580	
夜間(17:00~21:00)		1,160		
時間外(1時間につき)		290	580円	
入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合	団 体	午前(9:00~13:00)	2,310	
		午後(13:00~17:00)	2,310	
		夜間(17:00~21:00)	4,620	
	時間外(1時間につき)		1,160	夜間2時間の場合 2310円
	個 人	午前(9:00~13:00)	1,160	
		午後(13:00~17:00)	1,160	
夜間(17:00~21:00)		2,320		
時間外(1時間につき)		580	1,160円	
入場料を徴収しない場合	個 人	日中(9:00~17:00)	60	
		夜間(17:00~21:00)	120	
		日中(9:00~17:00)	120	
夜間(17:00~21:00)		230	1人につき	
入場料を徴収する場合	個 人	午前(9:00~13:00)	230	
		午後(13:00~17:00)	230	
		夜間(17:00~21:00)	580	
時間外(1時間につき)		580	1人につき	
<small>入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合</small>				
午前(9:00~13:00)		460		
午後(13:00~17:00)		460		
夜間(17:00~21:00)		1,160		

- 備考
- 1 体育館及び会議室の使用の際、入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合であっても、その準備のために使用する場合は、「入場料を徴収しない場合」欄に掲げる金額とする。
 - 2 使用時間は準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
 - 3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
 - 4 町民以外の者の使用料は5割増しとする。ただし、町内の事業所が従業員の体育向上を目的として使用する場合は、この限りでない。

減免規定あり
別表第4(第6条関係)

減免の場合	減免の料率
1 町が主催する行事に使用する場合	100分の100
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、町のスポーツ少年団に登録している団体がその本来の事業のために使用する場合	100分の100
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の40

- 減免規定あり
若柳町総合体育館運営管理規則 第10条(使用料の減免)
- ・条例第10条の規定により使用料を減免する場合及びその減免割合は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、冷暖房使用料の減免は第1号及び第4号とする。
1. 町又は教育委員会が使用する場合、……10割
 2. 町内に設置されている学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が、学校行事として使用する場合
 - イ) 公立学校の場合(高等学校の場合)……10割(5割)
 - ロ) 私立学校の場合……5割
 3. 町内の社会教育団体等がその目的のために使用する場合……5割
 4. その他教育委員会が必要と認めた場合……教育委員会が定める割合

若柳町										
総合体育館(専用使用料)										
施設及び使用区分		使 用 料								
		午前(8:30~12:00)		午後(12:00~17:00)		夜間(17:00~22:00)		全日(8:30~22:00)		
		高校生以下の児童生徒等	一般	高校生以下の児童生徒等	一般	高校生以下の児童生徒等	一般	高校生以下の児童生徒等	一般	
メインアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,840	3,680	2,640	5,280	3,520	7,040	8,000	16,000
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収する場合	5,520	11,040	7,920	15,840	10,560	21,120	24,000	48,000
		入場料を徴収しない場合	3,680	7,360	5,280	10,560	7,040	14,080	16,000	32,000
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	920	1,840	1,320	2,640	1,760	3,520	4,000	8,000
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収する場合	2,760	5,520	3,960	7,920	5,280	10,560	12,000	24,000
		入場料を徴収しない場合	1,840	3,680	2,640	5,280	3,520	7,040	8,000	16,000
弓道場		300	600	300	600	300	600	900	1,800	
会議室1		500	1,000	500	1,000	500	1,000	1,500	3,000	
会議室2		500	1,000	500	1,000	500	1,000	1,500	3,000	
会議室3		500	1,000	500	1,000	500	1,000	1,500	3,000	
会議室4		500	1,000	500	1,000	500	1,000	1,500	3,000	
ミーティングルーム		500	1,000	500	1,000	500	1,000	1,500	3,000	

- 備考
- 1 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費、その他名称のいかんを問わずこれに類する料金を入場者から徴収して催し等を行う場合をいう。
 - 2 メインアリーナの2分の1、3分の1、4分の1及び4分の3を使用する場合の料金はそれぞれの料金の2分の1、3分の1、3分の2、4分の1及び4分の3の額とする。
 - 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

＃ (個人使用料)

施設及び使用区分	使 用 料							
	午前(8:30~12:00)		午後(12:00~17:00)		夜間(17:00~22:00)		全日(8:30~22:00)	
	高校生以下の児童生徒等	一般	高校生以下の児童生徒等	一般	高校生以下の児童生徒等	一般	高校生以下の児童生徒等	一般
メインアリーナ、サブアリーナ、弓道場、トレーニング	100	200	100	200	100	200	300	600

＃ (冷暖房使用料)

施設及び使用区分	使 用 料			
	午前(8:30~12:00)	午後(12:00~17:00)	夜間(17:00~22:00)	全日(8:30~22:00)
メインアリーナ	20,000	25,000	25,000	70,000
サブアリーナ	10,000	10,000	12,500	35,000
会議室1	300	300	300	900
会議室2	300	300	300	900
会議室3	300	300	300	900
会議室4	300	300	300	900
ミーティングルーム	300	300	300	900

栗駒町				
総合体育館(全部貸切使用料)				
区分	使用目的	使用区分	使用料(1時間)	
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	700
		入場料を徴収する場合	一般・学生	1,300
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	2,100
		入場料を徴収する場合	一般・学生	3,900
会議室			営利を目的としない場合	2,600
役員室			営利を目的とする場合	13,000
			入場料を徴収する場合	32,500

総合体育館(一部貸切使用料)

区分	使用目的	使用区分	使用料(1時間)
アリーナ	アマチュアスポーツで、入場料を徴収しない場合	高校生以下	アリーナ1/2 400
		一般・学生	アリーナ1/2 700
	入場料を徴収する場合	高校生以下	アリーナ1/4 200
		一般・学生	アリーナ1/4 400

総合体育館(個人使用料)

施設区分	対 象	使 用 料	備 考
アリーナ	高校生以下	100	1時間/回
	一般・学生	200	1時間/回
トレーニング室	高校生以下	100	1回
	一般・学生	200	1回

総合体育館(設備使用料)

設備名	単 位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送設備	一式	1回 2,000	4,000
得点表示装置	1組(2台)	1回 2,000	4,000
照明(アリーナ)	全灯	1時間	1,200
	1/2	1時間	600
冷暖房	1/3	1時間	400
			基本的に使用料の1.3倍の額

- 備考
- 使用時間は、準備及び原状回復を含むものとする。
- 使用時間が1時間未満の場合は繰り上げるものとする。
- 照明使用料は、全面貸切の場合の額であり、1部使用する場合は1/2又は1/4を乗じた額とする。

減免規定あり
栗駒町総合体育館使用料減免

使用料の区分	減免の割合
1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分の100
2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分の50
3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分の50
4 国、県、地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分の50
5 町又は教育委員会が育成指導している団体が本来の目的又は活動のために使用する場合	100分の50
6 町の社会教育団体以外の各種団体が体育、スポーツ活動等に使用する場合	100分の30
7 町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が児童生徒等のために使用する場合	100分の100
8 高等学校の生徒及び町外の小学校、中学校等のために使用する場合	100分の50
9 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合	100分50以下

参 考 事 項

多目的広場

築館町			
多目的競技場			
区分	1時間当たり使用料		
	ゲートボール 1面	コート半面	コート全面
高校生以下	100	300	600
一般(大学生含む)	200	600	1,200

使用者は別表に定める使用料に100分の105を乗じて得た金額を納入しなければならない。

備考

- 1 使用時間には準備及び現状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げる。
- 3 使用時間外に使用する場合は使用料の額は、2割増とする。
- 4 町民以外の者が使用する場合は使用料の額は、5割増とする。ただし、町内の事業所が従業員の体育向上を目的として、使用する場合は、この限りでない。
- 5 営利、宣伝又は興業を目的として使用する場合は使用料の額は、この表の額の2倍とする。

減免規定あり
別表(第8条関係)

減免の場合	減免の料率
1 町が主催する行事に使用する場合	100分の100
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、町のスポーツ少年団に登録している団体その本来の事業のために使用する場合	100分の100
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の40

栗駒町		
サン・スポーツランド栗駒(陸上競技場)		
区分	対象	利用料(1時間)
団体	高校生以下	300
	一般・学生	600
個人	高校生以下	100
	一般・学生	200

減免規定あり

使用料の区分	減免の割合
1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分の100
2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分の50
3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分の50
4 国、県、地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分の50
5 町又は教育委員会が育成指導している団体が本来の目的又は活動のために使用する場合	100分の50
6 町の社会教育団体以外の各種団体が体育、スポーツ活動等に使用する場合	100分の30
7 町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が児童生徒等のために使用する場合	100分の100
8 高等学校の生徒及び町外の小学校、中学校等のために使用する場合	100分の50
9 前各号に掲げるものは、教育長が特に必要と認めた場合	100分の50以下

一迫町			
多目的広場			
施設名	区分	高校生及び小・中学生(1時間当り)	
		一般(大学生も含む)	高校生及び小・中学生
コート	町内	2,470	1,230
	町外	4,940	2,470
全面照	町内	3,110	3,110
明施設	町外	6,220	6,220

減免規定あり
一迫町多目的広場条例
第8条 町長は、特別の事由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

多目的広場の全額免除の減免範囲

- ・町又は町教育委員会が主催若しくは主体となって使用する場合
- ・学校教育法第1条に規定する学校が主催する行事、大会等に使用する場合
- ・町内に住所又は勤務先を有する者が社会体育及び社会教育を主たる目的として使用する場合並びに町内スポーツ少年団が団活動のために使用する場合
- ・スポーツ団体が町民を対象にした競技会若しくは指導者育成並びに普及を目的として使用する場合
- ・町の産業振興上、特に必要として使用する場合
- ・国又は他の地方公共団体が主催若しくは主体となって使用する場合

管理棟使用料

室名	午前	午後	夜間	午前・夜間
	9:00~12:30	12:30~18:00	18:00~21:30	9:00~21:30
調理実習室	200	320	200	720
多目的研修室	650	1,010	650	2,310
研修室	180	280	180	640
研修室	270	420	270	960
シャワー室	1人1回につき100円			

備考

- ・調理実習室を使用するときは、ガス・電気料等として参加者1人当たり10円を別に納入しなければならない。
- ・冬期間は、暖房費として各使用料に30%を加算して納付しなければならない。
- ・営利を目的(興業的)とした使用料は基本料金の倍額とする。
- ・使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- ・上記これらの施設周辺において次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、一迫町公園条例別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

- (1) 物品の販売・募金、その他これに類する行為をする場合
- (2) 業として写真又は映画を撮影する場合
- (3) 興業を行う場合
- (4) 競技会・展示会その他これらに類する催しのため、使用する場合

瀬峰町	
総合運動場	無料

金成町	
金成町健康広場(陸上競技場)	
区分	1時間当たり
団体	460
個人	1人 50

使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。

減免規定あり
金成町健康増進施設の設置及び管理に関する条例
第6条 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

ゆうゆうランド 無料

陸上競技場

築館町						
総合運動公園(陸上競技場)						
		使用区分及び単位	金額	その他		
陸上競技場	団	入場料を徴収しない場合	午前(9:00~13:00)	4,200	小中学生は半額	
			午後(13:00~17:00)	4,200		
			全日(9:00~17:00)	8,400		
		入場料を徴収する場合	時間外(1時間につき)	1,260		
			午前(9:00~13:00)	8,400		
			午後(13:00~17:00)	8,400		
	体	役員	入場料を徴収しない場合	全日(9:00~17:00)		16,800
				時間外(1時間につき)		2,520
				午前(9:00~13:00)		630
		会	入場料を徴収する場合	午後(13:00~17:00)		630
				全日(9:00~17:00)		1,260
				時間外(1時間につき)		1,050
個人	個人	午前・午後	午前(9:00~13:00)	1,260		
			午後(13:00~17:00)	1,260		
			全日(9:00~17:00)	2,520		
	個人	個人	時間外	時間外(1時間につき)	2,100	
				9:00~17:00	110	
				(1人1時間につき)	160	
陸上競技場管理棟	団	会議室	入場料を徴収しない場合	午前(9:00~13:00)	1,050	
				午後(13:00~17:00)	1,050	
				全日(9:00~17:00)	2,100	
		入場料を徴収する場合	時間外(1時間につき)	530		
			午前(9:00~13:00)	2,100		
			午後(13:00~17:00)	2,100		
	体	シャワー室	入場料を徴収しない場合	全日(9:00~17:00)	2,100	
				1人1回につき	2,100	
				入場料を徴収する場合	4,200	
		個人	個人	シャワー室	全日(9:00~17:00)	110
					1人1回につき	110
					1人1回につき	110

・設備器具等を利用する場合の使用料(陸上競技場)

放送設備器具	競技用器具
1,600円以内で町長の定める額	

- 備考
- 1 体育館及び会議室の使用の際、入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合であっても、その準備のために使用する場合は、「入場料を徴収しない場合」欄に掲げる金額とする。
 - 2 使用時間は準備及び現状回復に要する時間を含むものとする。
 - 3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
 - 4 町民以外の者の使用料は5割増しとする。ただし、町内の事業所が従業員の体育向上を目的として使用する場合は、この限りでない。
 - 5 野球場において照明施設を半灯(4基×18灯=72灯)で使用した場合は、使用料を半額とする。
 - 6 附属設備の使用料は、その附属設備の全部または一部を使用する場合に徴収する。

減免規定あり
別表(第8条関係)

減免の場合	減免の料率
1 町が主催する行事に使用する場合	100分の100
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、町のスポーツ少年団に登録している団体がその本来の事業のために使用する場合	100分の100
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の40

参 考 事 項

文化会館

鷺沢町					
過疎地域総合センター(鷺沢町振興センター)					
室名	午前	午後	夜間	全日	備考
加工自習室	1,050	1,570	2,100	3,150	
創作活動室	1,050	1,570	2,100	3,150	
文化活動兼休養宿泊室	1,050	1,570	2,100	3,150	
研修室	1,050	1,570	2,100	3,150	
展示即売コーナー	1,050	1,050	1,050	2,620	
喫茶コーナー	520	1,050	2,100	3,150	
町民ホール	2,100	3,150	4,200	5,250	
宿泊料			2,100		1人1泊

備考
1 「午前」とは、午前9時から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後5時まで、「夜間」とは、午後6時から午後10時までをいう。
2 宿泊者の場合は、休養宿泊室、喫茶コーナーの使用料を徴収しない。
3 暖房を使用したときは、使用料の3割を加算した額とする。
4 町内の商工業者が商行為を行うときは、上記料金の倍額とする。

減免規定あり
鷺沢町振興センター規則
第7条 条例第7条の規定により使用料を減免する場合及びその減免の割合は、次のとおりとする。
1 町又は教育委員会が主催して施設を使用する場合 全額
2 別に定めるコミュニティ団体が施設を使用する場合 全額
3 町長が特別の理由があると認めた場合 使用料の額のうち、町長が必要と認めた額

図書館

築館町				
築館町立図書館				
(1) 研修室等各室使用料				
	午前	午後	夜間	冷暖房使用料
	9:00~12:30	12:30~18:00	18:00~21:30	1時間あたり
大研修室	2,400	3,600	4,800	240
研修室1	1,000	1,500	2,000	100
研修室2	1,000	1,500	2,000	100
視聴覚室	2,000	3,000	4,000	200

研修室等使用者は、別表に定める使用料に100分の105を乗じて得た額を納入しなければならない。

(2) 設備器具使用料

区分	使用料
設備器具	1件 1,500円以内

上記料金に消費税加算

備考
1 使用時間が、この表に定める使用時間に満たない場合においても使用料の減免は行わない。
2 設備器具使用料は、午前(9:00~12:30)、午後(12:30~18:00)及び夜間(18:00~21:30)の区分におけるそれぞれの使用を1回として計算する。ただし、冷暖房設備については、1時間単位で計算された金額とする。
3 築館町民以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の5割に相当する額を加算した額とする。

減免規定あり
使用料の減免
・町が主催する行事に使用する場合
・町内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合

ゲートボール場

築館町			
築館町総合運動公園ゲートボール場 無料			
一迫町			
ゲートボール場(多目的広場)使用料			
施設名	区分	単位	使用料の額
			一般(大学生も含む) 高校生及び小・中学生
ゲートボール	町内	1面1時間につき	150 75
	町外	1面1時間につき	300 150
ゲートボール照明施設	町内	8面まで1時間につき	2,340 2,340
	町外	8面まで1時間につき	4,680 4,680

備考
・営利を目的(興業的)とした使用料は基本料金の倍額とする。
・使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算是行わない。

減免規定あり
一迫町多目的広場条例第8条(使用料の減免)
町長は、特別の事由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。
全額免除の減免範囲
・町又は町教育委員会が主催若しくは主体となって使用する場合
・学校教育法第1条に規定する学校が主催する行事、大会等に使用する場合
・町内に住所又は勤務先を有する者が社会体育及び社会教育を主たる目的として使用する場合並びに町内スポーツ少年団が団活動のために使用する場合
・スポーツ団体が町民を対象にした競技会若しくは指導者育成並びに普及を目的として使用する場合
・町の産業振興上、特に必要として使用する場合
・国又は他の地方公共団体が主催若しくは主体となって使用する場合

瀬峰町	
ゲートボール場	無料

プール

築館町			
総合運動公園(プール)			
使用区分及び単位	金額	その他	
幼 児	9:00~13:00	40	
	13:00~17:00	40	
	17:00~21:00	70	
小・中学生	9:00~13:00	60	
	13:00~17:00	60	
	17:00~21:00	120	
一般(高校生・大学生を含む)	9:00~13:00	120	
	13:00~17:00	120	
	17:00~21:00	230	

減免規定あり
別表(第8条関係)

減免の場合	減免の料率
1 町が主催する行事に使用する場合	100分の100
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、町のスポーツ少年団に登録している団体 その本来の事業のために使用する場合	100分の100
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の40

鷺沢町	
町民水泳プール	無料

栗駒町						
栗駒町民プール						
区分	午前	午後	夜間	回数券(11枚)		
一般使用	大人	550	550	550	5,500	
	高校生	400	400	400	4,000	
	小・中学生	300	300	300	3,000	
専用使用	普通専用	8,000	10,000	15,000	0	
	登録専用	6ヶ月間有効(1人)16,500円				

備考
1 小学生未満の幼児については、無料とする。
2 普通専用は、1コース2時間とし、10人以上の使用に限る。
3 登録専用は、6ヶ月間有効とし、18歳以上の者に限る。

町民プール使用料減免	減免規定あり
使用の区分	減免の割合
1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分の100
2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分の50
3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分の50
4 国、県、地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分の50
5 町又は教育委員会が育成指導している団体が本来の目的又は活動のために使用する場合	100分の50
6 町の社会教育団体以外の各種団体が体育、スポーツ活動等に使用する場合	100分の30
7 町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が児童生徒等のために使用する場合	100分の100
8 高等学校の生徒及び町外の小学校、中学校等が児童生徒等のために使用する場合	100分の50
9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の保持者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表、第5条に規定する次の事項に該当する者	
ア 1級~2級の障害を有する者	100分の100
イ 3級~6級の障害を有する者	100分の50
10 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表、第5条に規定する、1級から2級の障害を有する者に付き添う満18歳以上の介護人1人	100分の100
11 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合	100分の50以下

参 考 事 項

庭球場

築館町			
総合運動公園(庭球場)			
使用区分及び単位	金額	その他	
コート	9:00~13:00	1,160	
	13:00~17:00	1,160	
1面	時間外(1時間につき)	580	

備考

- 省略
- 使用時間は準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 町民以外の者の使用料は5割増しとする。ただし、町内の事業所が従業員のの体育向上を目的として使用する場合は、この限りでない。

減免規定あり	
減免の場合	減免の料率
1 町が主催する行事に使用する場合	100分の100
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、町のスポーツ少年団に登録している団体がその本来の事業のために使用する場合	100分の100
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の40

高清水町			
町民テニスコート			
単位	使用料		
	町内の者	町外の者	
1時間	200	300	
1日	1,500	2,400	

減免規定あり

高清水町体育センター管理運営に関する規則(使用料の減免)

体育センターの使用料を減免する場合及びその減免の割合は次のとおりとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- 町の機関が主催する行事に使用する場合…100分の100
- 町の機関が育成指導している団体が、その本来の目的又は活動のため使用する場合…100分の50
- その他体育センター所長が特に必要と認めて使用させる場合…100分の50

若柳町			
有賀運動公園庭球場使用料			
区分	時間内使用 (8:30~17:00まで2時間単位)	全日使用 (8:30~17:00)	
庭球場	1,100	3,300	

減免規定あり

・有賀運動公園使用料減免規程(使用料の免除)

第2条 運動公園の使用で次の各号の一に該当する場合は、その使用料を免除する。

- 町の機関が主催する場合
- 国・県・郡町村会等が主催し、町の機関がその主管をする場合
- 前2号に準ずるものと教育委員会が認めた場合

(使用料の減免)

第3条 運動公園の使用で次の各号の一に該当する場合は、その使用料を軽減することができる。この場合、使用料の額は、基本使用料の額に次に掲げる率を乗じて得た額とする。

- 町内に住所を有し、主として町民を対象とした活動をその目的とする公共団体及び社会教育関係団体がその目的達成のために行う事業、行事で町の機関が後援又は協賛している場合…100分の50
- 前号に準ずるものと教育委員会が認めた場合…100分の50

(特例の場合)

第4条 前条に該当しない場合は、その都度教育委員会の承認を得て、所長が定める額とする。

瀬峰町			
総合運動場テニスコート		無料	

鶯沢町			
鶯沢町町民広場(テニスコート)		無料	

栗駒町			
栗駒町庭球場			
・コート(1面)使用料			
利用者区分	使用料(8:00~17:00) 1時間単位		
一般(大学生含む)	200		
高校生及びこれに準ずるもの	150		
中学生以下	100		

・附属設備等使用料

設備の名称	単位	使用料金(8:00~17:00)	
		使用者区分	使用料金
ラケット	1本	一般(大学生含む)	100
		高校生及びこれに準ずるもの	100
		中学生以下	100

備考

- 本表に定める時間外に使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- 町外の利用者に対する使用料は、本表使用料の2割に相当する額も加算した額とする。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げる。

減免規定あり

・栗駒町庭球場使用料減免

使用の区分	減免割合
1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分の100
2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分の50
3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分の50
4 国、県、地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分の50
5 町又は教育委員会が育成指導している団体が本来の目的又は活動のために使用する場合	100分の50
6 町の社会教育団体以外の各種団体が体育、スポーツ活動等に使用する場合	100分の30
7 町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が児童生徒等のために使用する場合	100分の100
8 高等学校の生徒及び町外小学校、中学校等が児童生徒等のために使用する場合	100分の50
9 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合	100分の50以下

金成町			
健康広場(庭球場)			
区分	1時間当たり		
テニスコート	330		

備考

使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げる。

減免規定あり(使用料の減免)

- 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

一迫町					
中央公園・多目的広場(庭球場)					
施設名	区分	単位	使用料の額		
			一般(大学生含む)	高校生及び小・中学生	
庭球場	町内	1面1時間につき	300	150	
	町外	1面1時間につき	610	300	
庭球場照明施設	町内	4面まで1時間につき	2,340	2,340	
	町外	4面まで1時間につき	4,680	4,680	

減免規定あり

一迫町公園条例第11条

町長は、公園施設の利用者及び入園者の責めに帰することにできない理由によって、それらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料及び入園料の全部又は一部を免除することができる。

一迫町公園条例施行規則第5条(使用料及び入園料の減免)

条例第11条の規定により、町長が使用料及び入園料の全部又は一部を免除することが必要と認めた場合、次の各号に掲げるとおりとする。

- 地方公共団体が使用する時
- 公園施設を設置する場合で、営利を目的としないとき
- その他公益上特に必要と認めるとき

多目的広場条例第3条

町長は、特別の事由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

多目的広場の全額免除の減免範囲

- 町又は町教育委員会が主催若しくは主体となって使用する場合
- 学校教育法第1条に規定する学校が主催する行事、大会等に使用する場合
- 町内に住所又は勤務先を有する者が社会体育及び社会教育を主たる目的として使用する場合並びに町内スポーツ少年団が団活動のために使用する場合
- スポーツ団体が町民を対象にした競技会若しくは指導者育成並びに普及を目的として使用する場合
- 町の産業振興上、特に必要として使用する場合
- 国又は他の地方公共団体が主催若しくは主体となって使用する場合

備考

- 営利を目的(興業的)とした使用料は基本料金の倍額とする。
- 使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

花山村				
花山青少年旅行村(テニスコート)				
施設名等	規格	単位	使用料	
テニスコート	1面	1時間以内	520	
テニスラケット	1本	1時間以内	100	

減免規定あり

花山青少年旅行村条例

第6条 村長は特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。同 施行規則

第6条 条例第6条の使用料の減免を認める場合は使用の目的が村長及び花山村に住所を有する青少年が社会教育のため使用する場合に限るものとする。

参 考 事 項

文化財関係施設

築館町	
築館町出土文化財センター	無料

若柳町	
若柳町郷土資料館	無料

栗駒町				
栗駒町郷土文化保存伝習館				
	午前 9~13	午後 13~18	夜間 18~22	全日 9~22
ふれあい交流ホール	2,500	3,000	3,500	8,000
会議室	1,500	2,000	2,500	5,000
伝習室	500	500	1,000	2,000
備考				
1 営利を目的とした(興業的)使用は、基本料金の3倍額とする。				
2 暖房を使用する場合は、基本料金の1.2倍額とし、10円未満は切り捨てとする。				
3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。				
減免規定あり				
栗駒町郷土文化保存伝習館条例				
第8条 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。				

一迫町			
一迫町埋蔵文化財センター			
1 使用料			
	午前 9:30~12:30	午後 12:30~16:30	午前~午後 9:30~16:30
研修室	480	630	1,110
研修室(和室)	270	370	640
工房	600	800	1,400
工房	680	910	1,590
ワークホール	1,610	2,150	3,760
備考			
1 冬期間は、暖房費として各使用料に30%を加算して納付しなければならない。			
2 使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。			
減免規定あり			
一迫町埋蔵文化財センター条例			
第7条 町長は、教育課程に基づく学習活動として使用する町内の小学生及び中学生並びにこれらの引率者その他特別の事由があると認められる者については、使用料を免除することができる。			
一迫町埋蔵文化財センター管理規則			
第12条 条例第7条の規定する使用料の免除は、次の各号に定めるところによる。			
(1)町が使用する場合			
(2)教育長が特に必要と認められた者が使用する場合			

武道館

栗駒町	
栗駒町民武道館	
区分	利用料(1時間)
柔道場	300
剣道場	
相撲場	
減免規定あり	
栗駒町武道館使用料減免	
使用区分	減免割合
1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分100
2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分50
3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分50
4 国、県、地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分50
5 町又は教育委員会が育成指導している団体が本来の目的又は活動のために使用する場合	100分50
6 町の社会教育団体以外の各種団体が体育、スポーツ活動等に使用する場合	100分30
7 町の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が児童等のために使用する場合	100分50
8 高等学校の生徒及び町外の小学校、中学校等が児童生徒等のために使用する場合	100分50
9 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合	100分の50以下

一迫町				
町民柔剣道場				
	9:00~ 12:30	12:30 ~18:00	18:00 ~21:30	9:00 ~21:30
柔道場	100	160	100	360
剣道場	80	120	80	280
柔剣道場	180	280	180	640
備考				
1 営利の目的(興業的)とした使用料は、基本料金の倍額とする。				
2 使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。				
減免規定あり				
一迫町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例第34条				
(使用料の減免)第6条				
町長は、公共団体が社会教育に関する事業の用に使用する場合は、その他特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。				

高清水町					
町民武道館					
町内の者			町外の者		
団体	1時間	400	団体	1時間	600
個人	子供	50	個人	子供	80
	大人	100		大人	200
減免規定あり					
高清水町体育センター管理運営に関する規則(使用料の減免)					
体育センターの使用料を減免する場合及びその減免の割合は次のとおりとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。					
1. 町の機関が主催する行事に使用する場合・・・100分の100					
2. 町の機関が育成指導している団体が、その本来の目的又は活動のため使用する場合・・・100分の50					
3. その他体育センター所長が特に必要と認めて使用させる場合・・・100分の50					

瀬峰町	
柔剣道場	無料
相撲場	無料

参 考 事 項

野球場

築館町			
総合運動場(野球場)			
使用区分及び単位	金額	その他	
グラウンド1面 1時間	580		
照明施設(東側グラウンド1面) 16:00~21:00(30分につき)	3,680		
附属設備 1時間	320		
附属設備 救護室、管理役員室、役員会議室、更衣室、シャワー室、スコアボード及び放送施設			
備考 1 体育館及び会議室の使用の際、入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合であっても、その準備のために使用する場合は、「入場料を徴収しない場合」欄に掲げる金額とする。 2 使用時間は準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。 4 町民以外の者の使用料は5割増しとする。ただし、町内の事業所が従業員の体育向上を目的として使用する場合は、この限りでない。 5 野球場において照明施設を半灯(4基×18灯=72灯)で使用した場合は、使用料を半額とする。 6 附属設備の使用料は、その附属設備の全部または一部を使用する場合に徴収する。			
減免規定あり 別表(第8条関係)			
減免の場合		減免の料率	
1 町が主催する行事に使用する場合		100分の100	
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合		100分の100	
3 宮城県のスポート少年団に登録し、かつ、町のスポート少年団に登録している団体がその本来の事業のために使用する場合		100分の100	
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合		100分の40	

若柳町				
若柳町野球場				
区分	使用料			
	8:00~12:00	12:00~17:00	8:00~17:00	時間外使用(2時間以内)
野球場	2,200	2,800	5,000	1,100
拡声装置	1,300	1,300	2,600	使用不認
減免規定あり ・若柳町野球場運営管理規則 第10条(使用料の減免) 1. 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書にあらかじめ、その旨を記載して申請しなければならない。 2. 条例第9条の規定により使用料を減免する場合及びその減免する割合は、次の各号に掲げるとおりとする。 1) 町又は教育委員会が使用する場合……10割 2) 町内に設置されている学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が学校行事として使用する場合。 イ) 公立学校の場合(高等学校の場合)……10割(5割) ロ) 私立学校の場合……5割 3) 町内の社会教育団体がその目的達成のために使用する場合……5割 4) その他教育委員会が特に必要と認めた場合。 ……教育委員会が定める割合				

栗駒町		
勤労者体育センター(栗駒球場)		
区分	対象	使用料(1時間)
本球場	高校生以下	300
	一般・学生	600
サブグラウンド	高校生以下	150
	一般・学生	300
・附属設備		
設備名	単位	使用料(1時間)
放送設備		130
スコアボード	1式	130
夜間照明設備		6,300
減免規定あり		
使用料の区分		減免の割合
1 町又は教育委員会が主催して行う事業		100分の100
2 町又は教育委員会が共催して行う事業		100分の50
3 町又は教育委員会が後援して行う事業		100分の50
4 国、県、地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合		100分の50
5 町又は教育委員会が育成指導している団体が本来の目的又は活動のために使用する場合		100分の50
6 町の社会教育団体以外の各種団体が体育、スポーツ活動等に使用する場合		100分の30
7 町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が児童生徒等のために使用する場合		100分の50
8 高等学校の生徒及び町外の小学校、中学校等のために使用する場合		100分の50
9 前各号に掲げるもののほか教育長が特に必要と認めた場合		100分50以下

高清水町			
高清水町民野球場			
施設名	使用料		
	単位	町内の者	その他の者
野球場(1面につき)	1時間	400	600
	1日	3,000	4,800
減免規定あり 高清水町体育センター管理運営に関する規則(使用料の減免) 体育センターの使用料を減免する場合及びその減免の割合は次のとおりとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 1. 町の機関が主催する行事に使用する場合……100分の100 2. 町の機関が育成指導している団体が、その本来の目的又は活動のために使用する場合……100分の50 3. その他体育センター所長が特に必要と認めて使用させる場合……100分の50			

一迫町			
中央公園(野球場)			
区分	単位	使用料	
		一般(大学生も含む)	小・中・高校生
町民野球場	町内 1時間につき	1,030	510
	町外 1時間につき	2,060	1,030
照明施設	町内 1時間につき	5,660	5,660
	町外 1時間につき	11,330	11,330
使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。			
多目的広場(グラウンド)			
区分	単位	使用料	
		一般(大学生も含む)	小・中・高校生
グラウンド	町内 1時間につき	1,030	510
ド全面	町外 1時間につき	2,060	1,030
備考 ・営利を目的(興業的)とした使用料は基本料金の倍額とする。 ・使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。 減免規定あり 一迫町公園条例 第11条 町長は、公園施設の使用者及び入園者の責めに帰すことにできない理由によって、それらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料及び入園料の全部又は一部を免除することができる。 一迫町公園条例施行規則第5条 (使用料及び入園料の減免) 条例第11条の規定により、町長が使用料及び入園料の全部又は一部を免除することが必要と認められた場合、次の各号に掲げるとおりとする。 ・地方公共団体が使用するとき ・公園施設を設置する場合で、営利を目的としないとき。 ・その他公益上特に必要と認めるとき 多目的広場条例 第8条 町長は、特別の事由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 多目的広場の全額免除の減免範囲 ・町又は町教育委員会が主催若しくは主体となって使用する場合 ・学校教育法第1条に規定する学校が主催する行事、大会等に使用する場合 ・町内に住所又は勤務先を有する者が社会体育及び社会教育を主たる目的として使用する場合並びに町内スポーツ少年団が団活動のために使用する場合 ・スポーツ団体が町民を対象にした競技会若しくは指導者育成並びに普及を目的として使用する場合 ・町の産業振興上、特に必要として使用する場合 ・国又は他の地方公共団体が主催若しくは主体となって使用する場合			

金成町		
健康広場(野球場)		
単位	使用料	備考
1時間あたり	730	
使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。 減免規定あり (使用料の減免) 1. 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる		

花山村			
花山村青少年旅行村運動広場(野球場)			
専有使用の場合			
規格	単位	使用料	摘要
	2時間以内	520	1時間超過 520円
運動道具 1ヶ	2時間以内	100	1時間超過 100円
減免規定あり 花山青少年旅行村条例 第6条 村長は特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。 同 施行規則 第6条 条例第6条の使用料の減免を認める場合は使用の目的が村長及び花山村に住所を有する青少年が社会教育のため使用する場合に限るものとする。			

体育センター

築館町									
勤労者体育センター									
		入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝、展示・即売等をする場合			
		9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	時間外1時間につき	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	時間外1時間につき
体育館	全面	1,160	1,160	2,310 (2時間1,160)	580	2,310	2,310	4,620 (2時間2,310)	1,160
	半面	580	580	1,160 (2時間580)	290	1,160	1,160	2,310 (2時間1,160)	580
会議室		230	230	580 (2時間290)		460	460	1,160 (2時間580)	

備考
1 体育館及び会議室の使用の際、入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合であっても、その準備のために使用する場合は、「入場料を徴収しない場合」欄に掲げる金額とする。
2 使用時間は準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
4 町民以外の者の使用料は5割増しとする。ただし、町内の事業所が従業員の体育向上を目的として使用する場合は、この限りでない。

減免規定あり

減免の場合	減免の料率
1 町が主催する行事に使用する場合	100分の100
2 町の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100
3 宮城県のスポート少年団に登録し、かつ、町のスポート少年団に登録している団体がその本来の事業のために使用する場合	100分の100
4 町外の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の40

瀬峰町	
農林漁業者トレーニングセンター	無料

高清水町							
高清水町民体育館(団体)							
		9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00	備考
アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用の場合	1,800	3,000	4,800	3,600	8,400	夏季は22:00まで、夏季使用時の料金も同様である
	区分使用 1/2	900	1,500	2,400	1,800	4,200	
	区分使用 1/6	300	500	800	600	1,400	
その他に使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,600	6,000	9,600	7,200	16,800	夏季は22:00まで、夏季使用時の料金も同様である
	入場料を徴収した場合	7,200	12,000	19,200	14,400	33,600	
	営利を目的とする場合	50,000	80,000	130,000	120,000	250,000	

＃ (個人)

区 分	1 回	備 考
町内の者(大人)	100	原則とし
その他の者(大人)	110	て3時間
町内の者(子供)	50	以内の使
その他の者(子供)	110	用とする。

1. 町内の者が2名以上でアマチュアスポーツに使用する場合は100分の50に軽減する。
2. アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、町内外を問わず軽減しない。
3. スポート少年団及び学校部活で使用の場合は100分の100に軽減する。

減免規定あり
高清水町体育センター管理運営に関する規則
第9条 体育センターの使用料を減免する場合及びその減免の割合は次のとおりとする。
ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
1. 町の機関が主催する行事に使用する場合・・・100分の100
2. 町の機関が育成指導している団体が、その本来の目的又は活動のため使用する場合・・・100分の50
3. その他体育センター所長が特に必要と認めて使用させる場合・・・100分の50

金成町	
体育センター	
使用区分	1時間あたり
半面	150
全面	300

1 使用時間が1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。
2 営利を目的として使用する場合は、2倍の額とする。

減免規定あり
(使用料の免除)
1、町長は特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる

志波姫町		
体育センター		
	区分	1時間当り
体育室 全面	個人使用	20
	団体使用	200
体育室 半面	個人使用	10
	団体使用	100

備考
1 町外に在住する者が使用する場合は、基本料金の1.5倍の額を使用料とする。
2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げる。

減免規定あり

区分	減免の場合	減免の料率
1	町の機関並びに町の育成団体が主催する場合	100分の100
2	国、県等の公共団体が主催する場合	100分の40
3	公共団体等が主催する場合	100分の40
4	町、又は社会教育団体等が協賛又は後援する場合	100分の30
5	その他教育委員会が特に必要と認めた場合	100分の20

参 考 事 項

その他社会教育施設等

築館町	
伊藤記念館	
午前(9:00~12:00)	1,200
午後(13:00~16:30)	1,200
消費税別途徴収	
備考	
1 使用時間が、この表に定める使用時間に満たない場合においても使用料の減免は行わない。	
2 築館町民以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の5割に相当する額を加算した額とする。	
3 暖房設備を使用する場合は、それぞれ実費を基準として、教育委員会が定める額を使用料に加算する。	
暖房設備使用料	
午前(9:00~12:00)	200
午後(13:00~16:30)	200
消費税別途徴収	
備考	
1 使用時間が、この表に定める使用時間に満たない場合においても使用減免は行わない。	
2 築館町民以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の5割に相当する額を加算した額とする。	
減免規定あり	
使用料の減免	
・町が主催する行事に使用する場合	
・町内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	

下町地区コミュニティセンター				
	午前のみ 9時~正午	午後のみ 正午~17時	夜間のみ 17時~22時	1日 9時~22時
会議室A	500	750	1,000	2,250
会議室B	500	750	1,000	2,250
二室通し	1,000	1,500	2,000	4,500
多目的ホール	2,000	3,000	5,000	10,000

備考
暖房を使用する場合は、実費を徴収する。

減免規定あり
下町地区コミュニティセンター運営管理規則 第7条(使用料の減免) 条例第6条の規定により減免できる場合及びその減免割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 町の機関が使用する場合…10割
2. 下町地区コミュニティ推進協議会推進協議会(以下「協議会」といふ)が使用する場合…10割
3. 協議会が認めたコミュニティ組織がその目的のために使用する場合…10割
4. 町内に事務所を有する公益的団体が使用する場合…5割
5. その他教育委員会が特に必要と認めた場合…教育委員会が定める額

若柳町		
伊豆沼交流センター		
宿泊使用料(午後4時~翌日の午前10時まで)		
使用者区分	宿泊料金 (1人1泊)	備 考
大人(高校大学含)	3,500	丹前、浴衣を使用した場合は実費を徴収する。ただし、3歳以上の幼児で寝具を使用した場合は実費を徴収する。
小学生・中学生	2,300	
幼児	無 料	
幼児	無 料	
休憩使用料(原則として午前10時から同日午後3時まで)		
区 分	使用者区分	休憩料金(1人当たり)
研修室	大人	300
	小・中学生	200
宿泊室(和室)	大人	500
	小・中学生	400
多目的スポーツ施設使用料		
区 分	時間内使用 (8:30~17:00まで2 時間を単位として)	全日使用 (8:30~17:00)
コート (1面につき)	1,100	3,300
自炊棟使用料 1時間 500円		
野外炊事場使用料 1回 500円		
備考		
1 附属設備の使用は、使用料に含む。		
2 宿泊者が多目的スポーツ施設を使用する場合は、時間内使用又は全日使用の額の2分の1の額に、使用した日数を乗じた額を使用料とする。		
減免規定あり		
若柳町伊豆沼交流センター運営管理規則 第10条(使用料の減免) 条例第8条に規定する特別の事由があると認める者及び使用料を減免する場合の減免する額又は割合は次のとおりとする。		

金成町		
金成町生涯学習センター使用料		
	1時間当たり	10時間以上の場合
ほたるホール	1,860	18,600
研修室	101	450
	102	450
	103	450
	104	450
創作室	450	4,500
視聴覚室	450	4,500
コンピューター研修室	450	4,500
備考		
使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。		
減免規定あり		
(使用料の免除)		

金成町野外活動センター	
区 分	使用料
1人1日につき	50

減免規定あり
(使用料の免除)

1. 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

花山村						
花山村コミュニティセンター使用料						
	8:30 ~ 12:30	12:30 ~ 18:00	18:00 ~ 21:30	8:30 ~ 18:00	12:30 ~ 21:30	8:30 ~ 21:30
加工実習室						
創作活動室	300	510	720	820	1,030	1,330
文化活動室						
村民ホール	610	1,030	1,540	1,640	2,060	2,570
備考						
花山村コミュニティセンター加工実習室使用料						
区 分	単 位	金 額				
麴加工	15kg(約1斗)につき	510				
味噌加工	13kg(約1斗)につき	510				
麴床加工	15kg(約1斗)につき	200				
製粉加工	1.5kg(約1升)につき	50				
真空包装	1袋につき	3				
	8:30 ~ 12:30	12:30 ~ 18:00	18:00 ~ 21:30	8:30 ~ 18:00	12:30 ~ 21:30	8:30 ~ 21:30
文化活動						
室	1室	200	340	480	550	700
	2室	300	510	720	820	1,030
調理実習室		300	510	720	820	1,030
ホール		610	1,030	1,540	1,640	2,060
ミズバショウ公園使用料						
行為の種類	基本使用料の額	加算使用料の額				
販売	食品	1ヶ月 5,150円	1日につき 100円			
	雑貨	1ヶ月 5,150円	1日につき 100円			
	その他	1ヶ月 5,150円	1日につき 100円			
広告		1年1平方メートルにつき 3,090円				
栗駒町						
栗駒町コミュニティセンター使用料	無料					
栗駒町多目的研修集会施設使用料	無料					

その他社会教育施設等

高清水町						
高清水町コミュニティセンター						
区 分		各室等使用料				
		使用料区分				
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	9時～22時
料金を徴収しない で使用する 場合	多目的ホール	2,000	2,500	3,500	3,500	6,000
	コミュニティルーム	1時間につき 100				
	和室(一室につき)	500	600	900	800	1,200
	調理室	500	600	900	800	1,200
料金を徴収して使 用する場 合	冷房・暖房料	免 除				
	多目的ホール	6,500	7,500	9,500	9,500	14,500
	コミュニティルーム	1時間につき 100				
	和室(一室につき)	500	600	900	800	1,200
備 考	調理室	500	600	900	800	1,200
	冷房・暖房料	1時間につき 200				
・超過料金は、1時間増すごとに使用料の30%増しとする。 ・冠婚葬祭で使用する場合には、各区分の使用料の20%増しとする。						

減免規定あり
高清水町コミュニティセンター管理運営規則
条例第8条の規定に定める減免ができる場合は、次のとおりとする。
1. 非常災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。
2. 使用期日三日前までに使用の取り消しを申し出たとき。
3. その他町長が特に必要と認めるとき。

鶯沢町		
陶芸窯使用料		
種類	使用時間	使用料
素焼	7時間～8時間	3,000
本焼	14時間～15時間	7,000

陶芸窯設置及び管理に関する条例
第8条 館長は、公民館教室、中学校のクラブ活動その他公共性の事業による場合で、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

参 考 事 項

商工観光関係施設

若 柳 町

若柳町公設小売市場使用料

区 分	金 額
売 場	1平方メートルにつき月額 1,230
通 路	1平方メートルにつき月額 510
倉 庫	1平方メートルにつき月額 510

減免規定あり

若柳町公設小売市場条例

第6条 町長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の一部を免除することができる。

若柳町町営駐車場
使用料 無料

栗 駒 町

栗駒町商店街駐車場使用料
使用料 無料

みちのく風土館

1 展示室観覧料

区 分	大人	小人
展示室観覧料	300	150

2 施設使用料

施設使用 区 分	施設使用料			
	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00	全日 9:00~21:00
展示室	3,000	4,000	4,000	10,000
ラウンジ	2,000	3,000	3,000	7,000
ふれあい広場	2,000	3,000	3,000	7,000
中庭	2,000	2,000	3,000	6,000
会議室	1,000	2,000	2,000	4,000

3 食堂・売店使用料

区 分	年 額
食堂・売店	400,000

備考

- 1 大人とは高校生以上をいい、小人とは小・中学生をいう。
- 2 営利を目的とした場合の使用料は基本料金の3倍の額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合は基本料金の1.2倍の額とする。
- 4 上記に定めのあるもの以外についてはその都度決定する。

減免規定あり

栗駒町商店街活性化施設管理規則

第10条 条例第8条の規定により使用料の全部又は一部を減免する場合及びその減免の割合は、別表のとおりとする。

1 展示室観覧料

区 分	減免割合
1 団体割引(15名以上)	1人につき50円
2 施設使用優待券発行による割引	優待券1枚につき50円 (1人1枚まで)

2 施設使用料

区 分	減免割合
1 国、県、町又は他の地方公共団体が主催して使用する場 合	75/100
2 児童生徒が使用する場 合	100/100
3 商工会、商店会、商業振興協同組 合が使用する場 合	75/100
4 農協、森林組合、その他の団体が 使用する場 合	50/100
5 その他町長が特に認めた場 合	100/100

鶯 沢 町

鶯沢町細倉マインパーク

別表1 観光坑道観覧料金の上限額

区 分	金 額		
	個人	大人・大学生	1,100
	高校生・中学生	900	
	小学生	750	
団体	大人	20人以上99人以下	990
	大学生	100人以上	880
	高校生	20人以上99人以下	810
	中学生	100人以上	720
	小学生	20人以上99人以下 100人以上	670 600

別表2 砂金採り体験料金の上限額

区 分	金 額
個人	大人・中学生 砂金採り記念カードセット 1,000
	小学生 砂金採り記念カードセット 900
団体	大人・中学生 砂金採り記念カードセット 900
	小学生 砂金採り記念カードセット 810

備考 別表1及び別表2の取扱いは、下記による。

- (1)「団体」とは、20人以上で観覧又は体験する場合はいい、それぞれの区分に定める観覧料又は体験料金による。
- (2)義務教育課程に基づく学習活動で観覧する場合は、団体割引(20人以上99人以下)を摘要する。
- (3)料金には、消費税が含まれている。

別表3 その他の施設の使用料金及び観覧料金の上限額

種 類	区 分	使用料金
スライダーパーク 使用料金	乗り降りの往復料金・1回	700
マウンテンコース ター使用料金	小学生以上 往復料金・1回	500
シミュレーションシ アター観覧料金	中学生以上往復料金・1回 小学生 往復料金・1回	800 600
ゴーカート使用料金	1人乗 往復料金・1回 2人乗 往復料金・1回	500 800
ミニ四駆コーナ ー使用料金	会員 往復料金・1年間 会員以外往復料金・1回	2,000 200
マインプラザ和室 使用料金	個人	相部屋・1室・1時間 500
	団体	相部屋・1室・1時間 2,000
		貸切り・1室・1時間 4,000
	商工業者が商行為を行う場合1室・1時間	2,000

備考 別表3の取扱いは、次のとおりとする。

- (1)「会員」とは、ミニ四駆コーナーの使用登録をした者で、その有効期間内である者をいう。
- (2)「団体」とは、5人以上でマインプラザ和室を使用する場
合をいい、それぞれの区分に定める使用料金による。
- (3)マインプラザ和室の使用で、個人の貸切りは認めない。
- (4)料金には、消費税が含まれている。

別表4 使用許可に係る使用料

施設	施設の種類の	使用の目的	用途	単位	使用料
1	乗務員休 憩所	観覧者等の 要望に対す る記念写真 撮影提供	記念写真 撮影の現 像焼付機 器の設置	枚	(写真売上額・ エージェント幹 旋手数料)× 売上月額が 300,000円を 超える場合 10% 300,000円以 下の場 合 5%
2	物産の館 レストハウ ス	観覧者等に 対する商 品、飲食の 提供	売店 レストラン レストハウ ス	年	売上月額 5,000,000円以 下の場 合 売上額×3% 売上月額 5,000,000円を 超える場 合 売上額×5%
3	施設区分 1及び2以 外の施設	観覧者等に 対する商 品、飲食及 び遊具等の 提供	売店及び 遊具等の 設置	年	売上額× 5%

備考

施設使用に係る光熱水費の負担については、使用者と別途協議する。

減免規定あり

鶯沢町細倉マインパークの設置及び管理に関する条例
第11条第4項 使用料は、次の各号の1に該当するときは、
これを免除し、又はその納入期限を延長し、若しくはその
徴収を猶予することができる。

- (1) 公用、公共用又は公益の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により、当該使用許可の
目的を達し難くなったとき。
- (3) その他町長が特別の事情があると認めるとき。

鶯沢町鉱山資料館売店使用料

売店使用料	1箇月
電灯使用料	1箇月 実費相当額
電力使用料(冷蔵庫等)	1箇月 使用KW数により算出された額
水道使用料	1箇月 実費相当額

ただし、売店使用料は、当分の間徴収しないものとする。
減免規定なし

参 考 事 項

商工観光関係施設

一 迫 町

地域産物展示販売施設あやめの里・牛瀨特産物直売センター
行為をする場合の使用料

行為の種類	基本使用料の額	加算使用料の額
販 売	食 品 1ヶ月 5,150	1日につき 100
	雑 貨 1ヶ月 5,150	1日につき 100
業としての写真撮影	1ヶ月写真機1台につき 2,060	
広 告	1年1平方メートルにつき 3,090	

公園施設を設置する場合の使用料

種 別	単 位	使用料の額
構築物等	1平方メートル1月につき	130
露 店	1平方メートル1月につき	130

備考

- 基本料金は、実使用日数に関係なく、使用者から一律に徴収する。
- 加算使用料は、実滋養日数に応じ、基本料金に加算して徴収する。
- 使用料及び基本使用料は、1ヶ月を30日として計算し、使用日数が15日以上
のときは1ヶ月、15日未満のときは2分の1として算定した額とする。
- 使用期間は、公園施設の設置及び撤去に要する期間も含むものとする。

減免規定あり

地域産物展示販売施設あやめの里設置条例

第7条 町長は、災害等によりあやめの里を使用することができなかつた場合
その他特に必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除す
ることができる。

牛瀨特産物直売センター設置条例

第7条 町長は、災害等により直売センターを使用することができなかつた場合
その他特に必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除す
ることができる。

あやめ園入場料

名称	区分	種別	入園料の額			
			個人		団体	
			一般 (大学生含む)	高校生及び 小・中学生	一般 (大学生含む)	高校生及び 小・中学生
山王史跡 公園	あやめ園	一 般 券	500	250	400	200
		共 通 券	450	220	360	180
		シーズン券				1,000

1人1回につき ただし、「シーズン券」は除く

備考

- 利用時間には、会場準備及び撤去に要する時間も含むものとする。
- 使用時間がこの表の定める使用時間に満たない場合においても、使用料
の減免は行わない。
- あやめ園の入園料については、毎年6月1日から7月30日までの間で、町
長が定める期間のみ徴収する。
- あやめ園の入園については、優待券を発行することができるものとする。
- 「団体」とは、20人以上で「入園」する場合をいい、それぞれの区分の定め
る入園料による。
- 「シーズン券」とは、開園中何回でも入園できることをいう。
- 「共通券」とは、ゆり園(民間運営)にも入園できる券をいう。

減免規定あり

一迫町公園条例施行規則

第5条 条例第11条の規定により、町長が使用料及び入園料の全部又は一
部を免除することが必要と認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 地方公共団体が使用するとき。
- 公園施設を設置する場合で、営利を目的としないとき。
- その他公益上特に必要とするとき。

志波姫町

くりはら交流プラザ別館

区 分	利用料金	
	上限額	
展示ギャラリー	1時間	1,500円
多目的研修室1	1時間	1,200円
多目的研修室2	1時間	1,500円

注

- 土曜日、日曜日、祝日の場合 基本料金の3割増
- 冷・暖房の使用の場合 基本料金の2割増
- 営利を目的とした場合 基本料金の5倍

減免規定あり

くりはら交流プラザ別館条例

第8条 管理受託者は、特別の理由があると認める
ときは、町長の承認を受け、前条に規定する利用
料金の全部又は一部を免除することができる。

志波姫町公共駐車場 無料

花 山 村

花山温泉温湯山荘使用料

使用料の種類	単 位	区 分	金 額	摘 要
宿泊料	1泊 15時～10時	大人	5,500円以上	夕食、朝食の2食付
		小人	4,700円以上	幼児は賄料のみとする
素泊料	"	大人	3,000円以上	幼児は無料とする
		小人	2,400円以上	
湯治使用料	一泊	大人	2,000円以上	寝具賄料を除く
		小人	1,500円以上	幼児は無料とする
休憩室使用料	10時～15時	大人	500円以上	幼児は無料とする
		小人	300円以上	
寝具使用料		一組	500円以上	

備考

大人 中学生以上の年齢にあるもの
小人 小学校に在学中の年齢にあるもの
幼児 就学前の年齢にあるもの

減免規定あり

花山温泉温湯山荘使用料条例

第3条 花山村の住民が山荘を使用する場合、又は村長が必要と認めた場合は使用
料を割引することができる。
2 村長は、第2条の規定にかかわらず花山村の住民で公費の扶助を受けている者、
又は生活困窮者で特に医療上湯治等を必要とする者が山荘を利用するときは、使
用料を減免することができる。

花山村駐車場(座主駐車場)使用料 無料

参 考 事 項

商工観光関係施設

栗駒町				
町営駒の湯キャンプ場				
	宿 泊		日 帰 り	
	16歳以上	小学生及び中学生	16歳以上	小学生及び中学生
キャンプ場(1人)	500	300	300	100
ケビン(3人用)	800	400	400	100
ケビン(8人用)	20,000	10,000	10,000	100
バンガロー	4,000	2,000	2,000	100
テニスコート(1時間当たり)	16歳以上 700円 中学生以下 400円			
未就学児は無料とする				

減免規定あり
 使用料の減免
 町内の学校が学校行事として使用する場合・・・50%
 町民が地域の行事として行う場合・・・30%
 50人以上の団体の場合・・・20%
 30人以上の団体の場合・・・10%

栗駒オートキャンプ場				
使用区分	使用基準	利用料金		備考
		上限額	下限額	
入場料	1使用につき大人1人	600	300	
	1使用につき子供1人	400	200	
有料の施設等	多目的室	1時間につき	1,000	500
	個別サイト	サイトA 1泊につき	8,000	4,000
		サイトB 1泊につき	6,000	3,000
	フリーサイト	サイトC 1泊につき	4,000	2,000
洗濯機・乾燥機(コイン式)	1回につき	400	200	
ガスコンロ(コイン式)	1回につき	200	100	

備考 大人とは中学生以上をいい、子供とは小学生をいう。

減免規定あり
 栗駒町オートキャンプ場条例
 第10条 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
 栗駒町オートキャンプ場条例施行規則
 第9条 条例第10条の規定により利用料金の全部又は一部を免除する場合においては管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

ハイルザーム栗駒				
施設区分	使用区分	利用料金		備考
		上限額	下限額	
宿泊室	1人当たり	10,000	3,000	入湯税別、アトリウム利用を含む
プール	日帰り1日当たり	1,500	500	入湯税別、アトリウム利用を含む
温泉	日帰り1日当たり	1,000	200	
カラオケ室	1室1時間当たり	3,000	1,000	
休憩室	10帖1間1時間当たり	2,000	500	
アトリウム	貸切1時間当たり	20,000	100	

減免規定あり
 栗駒町温泉保養施設条例
 第11条 管理受託者は、必要があると認める場合は、第9条に定める額の一部又は全部を減免することができる。
 栗駒町温泉保養施設条例施行規則
 第6条 条例第11条に定める利用料金の全部又は一部を減免する場合においては管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

高原創造センター(山脈ハウス)使用料 無料

金成町				
金成延年閣				
区分	対象者等	利用料金		備考
		上限額	下限額	
入館券	2時間を超える利用者(1日券)	大人(中学生以上)	750円	500円
	2時間以内の利用者(時間券)	子ども(幼稚園以上)	450円	300円
		大人・子ども共通	300円	200円
	午後5時以降の利用者(夕券)	大人・子ども共通	300円	200円
小休憩室	1時間当り		1,500円	1,000円
大休憩室	入館券使用者	無料	無料	
小浴場	1時間当り		1,500円	1,000円
小会議室	1時間当り		1,500円	1,000円
休憩室1号	1時間当り		2,250円	1,050円
休憩室2号	入館券使用者	無料	無料	
	団体客が貸切使用の場合 1時間当り		3,000円	2,000円
休憩室3号	入館券使用者	無料	無料	
	団体客が貸切使用の場合 1時間当り		7,500円	5,000円

金成延年閣ゲートボール場				
区分	単位	利用料金		備考
		上限額	下限額	
屋内ゲートボール場	1時間	1,500円	1,000円	
屋外ゲートボール場	1時間	300円	200円	

金成延年閣備品等				
種別	単位	利用料金		摘要
		上限額	下限額	
名入り浴衣	1枚	450円	300円	
茶羽織	1枚	300円	200円	
カラオケ	1曲	300円	200円	レーザーデスク使用
カラオケ	1曲	200円	100円	CD使用(小休憩室)
カラオケ	貸切り	7,500円	5,000円	CD使用(小休憩室)
バスタオル	1枚	300円	200円	
下足ロッカー	1個	20円	10円	
コインロッカー	1個	200円	100円	
将棋	1日	450円	300円	
囲碁	1日	450円	300円	
マーじゃん	1日	1,500円	1,000円	

減免規定あり
 金成町保養センターの設置及び管理に関する条例
 第11条 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
 金成町保養センター管理規則
 第5条 条例第11条の規定により利用料金の全部又は一部を免除する場合においては、管理受託者は利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

栗駒町営スキー場				
1 ロープトウ使用料				
区分	1回券	11回券	1日券	備考
中学生以上	100円	1,000円	1,500円	
小学生以下または60歳以上	80円	800円	1,000円	
2 貸スキー等使用料				
区分	中学生以上	小学生以下または60歳以上		
スキー一式	2,000円	1,500円		
スキーのみ	1,500円	1,000円		
スキー靴のみ	800円	500円		
ストックのみ	500円	300円		
スノーボード一式	2,500円	2,000円		
スノーボードのみ	2,000円	1,500円		
スノーボード靴のみ	1,000円	800円		

減免規定あり
 栗駒町営スキー場条例
 第6条第2項 町長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。
 栗駒町営スキー場管理規則
 第4条 条例第6条第2項の規定による貸スキー等使用料の減額は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。
 (1) 貸スキー等使用料
 ア 栗駒町主催のスキー教室 50パーセント
 イ 町内の学校が学校行事として行うスキー教室 50パーセント
 ウ 町民が地域行事として行う児童生徒(中学生以下)のスキー教室 30パーセント
 エ 50人以上の団体 20パーセント
 オ 30人以上の団体 10パーセント
 (2) ロープトウ使用料
 ア 50人以上の団体 20パーセント
 イ 30人以上の団体 10パーセント
 ウ 町内の学校が学校行事として行うスキー教室 無料

花山村				
花山青少年旅行村施設				
施設項目	規 格	単 位	使用料	摘 要
入場料	1人1日	高校生以上	150	環境整備等50人以上の団体につき1割
		中学生以下	100	
コテージ	6人用	1棟1泊 4人まで	10,500	増員1人 高校生以上2,620円 中学生以下2,100円
バンガローテント	6人用	1張り1泊	2,100	日帰り 1,050円
普通テント	5人用	1張り1泊	1,050	日帰り 520円
テントサイド		1張り1泊	520	日帰り 260円
タープ	1式	1張り1泊	520	日帰り 310円
集会室	畳室 10人用 床室 15人用	2時間以内	520	
		2時間以内	520	
車両進入料	普通車 オートバイ	1台 1泊	1,050	限定30台以内
		1台 1泊	310	限定10台以内
炊事用具	5人用 1式	1泊以内	520	
宇煮会用鍋	1式	1泊以内	300	
グリル鉄板・網	1枚	1泊以内	300	
ランタン・ランプ	1個	1泊以内	100	乾電池別
入浴料	1人用	1回	200	
暖房料	ガスストーブ	1泊以内	1,050	コテージのみ
洗濯機		1回 30分	200	
乾燥機		1回 30分	200	
テニスコート	1コート	1時間以内	520	
テニスラケット	1本	1時間以内	100	
バレーコート	1コート	1時間以内	520	
運動広場	専用使用の場合	2時間以内	520	1時間超過 520円
運動用具	1ヶ	2時間以内	100	1時間超過 100円
ガラス箱セット	1セット	1日	300	
釣竿セット	1セット 餌無	1日	300	
休憩料	大型バス	1日	520	施設等使用の場合

減免規定あり
 花山青少年旅行村条例
 第6条 村長は特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。
 同 施行規則
 第6条 条例第6条の使用料の減免を認める場合は使用の目的が村長及び花山村に住所を有する青少年が社会教育のため使用する場合に限るものとする

花山村地域産物展示販売施設		
使用料	年額	備考
	180,000円	(管理受託者の施設の使用にかかる使用料)

減免規定あり
 花山村地域産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例
 第7条 村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
 花山村地域産物展示販売施設の管理及び運営に関する規則
 第10条 条例第7条の規定により使用料の全部又は一部を免除する場合においては管理受託者は、使用料の免除の基準を定め、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

参 考 事 項

農林関係施設

築 館 町						
築館町農村環境改善センター(ふるさとセンター)使用料						
	入場料を徴収しない場合			入場料は徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合		
	午前の部	午後の部	夜間	午前の部	午後の部	夜間
多目的ホール	2,310	3,470	4,620	4,620	6,830	9,240
生活改善研修室	(1)	1,790	2,310	6,470	3,470	4,620
	(2)	1,160	1,790	2,310	2,310	3,470
農事研修室	(1)	1,160	1,790	2,310	2,310	3,470
	(2)	1,160	1,790	2,310	2,310	3,470
会議室	1,160	1,790	2,310	2,310	3,470	4,620
調理実習室	1,790	2,310	3,470	3,470	4,620	6,830
サークル作業室	580	580	1,160	1,160	1,160	2,310
農産加工室	580	580	1,160	1,160	1,160	2,310
午前(9:00~12:30) 午後(12:30~18:00) 夜間(18:00~22:00)						
備考						
1 調理実習室及び農産加工室を使用するときは、ガス・電気料等として別に徴収する。						
2 冬期間は、暖房費として各使用料に30%を加算して納付しなければならない。ただし、多目的ホールは、実費を基準として町長が定める額を別に納付するものとする。						
3 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合であっても、その準備のために使用する場合は、「入場料を徴収しない場合」欄に掲げる金額とする。						
4 冷房装置を使用する場合は、実費を基準として町長が定める額を別に徴収する。						
減免規定あり						
築館町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例施行規則						
第7条 条例第9条の規定により、使用料の全部又は一部を減免することが必要と認める場合及び当該減免の区分に応じた割合は、別表第2のとおりとする。						
使用の区分			減免の割合			
町が主催する行事に使用する場合			100分の100			
築館町有機肥料センター						
区 分	単 位	使用料				
施設	1t当たり	300				
運搬車	運搬1回	1,000				
散布車	運搬散布1回	4,000				
バキュームカー	半日	3,000				
	1日	6,000				
減免規定あり						
築館町有機肥料センター条例						
第7条 町長は、畜産振興上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。						
築館町営牧野						
牧野の使用料の額は毎年度植生状況を考慮のうえ町長が決定する。						

若 柳 町				
若柳町多目的研修センター使用料				
(1)				
区 分	使用料			
麵つくり	15kg(1斗)当たり	600		
味噌つくり	13kg(1斗)当たり	700		
豆腐つくり	1あげ	500		
畜産加工	ハム1工程につき	3,200		
	その他の1工程につき	1,100		
真空包装	1回当たり10kg以上	3,200		
	1回当たり10kg未満	700		
漬物加工	1袋(200g)	20		
その他の加工		600		
(2)				
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	1日
研修室	900	1,400	2,100	2,200
保健指導室	1,300	2,100	3,200	3,400
健康増進室	800	1,200	1,800	1,900
集会室	3,000	4,800	7,200	7,700
多目的ホール	900	1,400	100	2,200
午前(9:00~12:00)、午後(12:00~17:00)、夜間(17:00~22:00)、全日(9:00~17:00)				
減免規定あり				
若柳町多目的研修センター条例				
第10条 公共団体又は公共的団体等が使用する場合は、使用料の全部を免除する。				
2 前項に定めるもののほか、町長は特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。				
峯地区多目的集落センター使用料				
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	1日
大会議室	1,000	1,250	1,500	3,750
和室大会議室	600	750	900	2,000
和室小会議室	600	750	900	2,000
調理室	500	750	1,000	2,250
備考				
暖房を使用する場合は、実費を徴収する。				
減免規定あり				
峯地区多目的集落センター運営管理規定				
第7条 条例第6条の規定により減免できる場合及びその減免割合は、次の各号のとおりとする。				
1 町の機関が使用する場合は 10割				
2 峯行政区が使用する場合は 10割				
3 峯行政区が認めた、組織がその目的のために使用する場合は 10割				
4 町内に事務所を有する公共団体が使用する場合は 5割				
5 その他町長が特に必要と認められた場合は 町長が定める額				

栗 駒 町				
栗駒町農林水産物直売所使用料				
施設名	利用基準	利用料金		
		上限	下限	
藍染施設	展示施設	1使用につき大人1人	500	200
		1使用につき子供1人	300	100
	体験施設	1使用につき大人1人	800	500
		1使用につき子供1人	500	300
販売施設	販売金額に対し	20%	10%	
備考				
1 大人とは、高校生以上をいい、子供とは、小・中学生をいう。				
2 藍染体験施設利用に伴う原材料費等の実費は利用者の負担とする。				
減免規定あり				
栗駒町農林水産物直売所条例				
第9条 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。				
栗駒町牧野使用料				
別表1				
畜種	月 齢	1日料金		
乳用牛	生後6ヶ月以上18ヶ月未満	260		
	18ヶ月以上	290		
肉用牛	生後6ヶ月以上18ヶ月未満	230		
	18ヶ月以上	260		
その他の家畜については、その畜種によりここに掲げているものに比較して決める。				
別表2 牧草の価格				
牧 草	等 級	価 格		
生 草	1級品	1kgにつき	18	
	2級品	1kgにつき	12	
乾 燥	1級品	1kgにつき	65	
	2級品	1kgにつき	60	
	3級品	1kgにつき	55	
	等外品	1kgにつき	45	
サイレージ	-	1kgにつき	45	
減免規定なし				
栗駒町生活改善センター(文字生活改善センター)使用料				
管理を、地区生活改善対策推進協議会に委託。				
使用料は、推進協議会が認めた団体等には無料。				
その他については、推進協議会が別に定める料金を徴収				
減免規定なし				
栗駒町姫松地区活性化センター使用料				
1 泉沢活性化センター				
	午前(9~13)	午後(13~18)	夜間(18~22)	全日(9~22)
活性化ホール	2,500	3,000	3,500	8,000
コミュニティー室	1,500	2,000	2,500	5,000
営農改善研修室	1,000	1,500	2,000	3,000
農産加工室	1,000	1,500	2,000	3,000
2 町田活性化センター				
	午前(9~13)	午後(13~18)	夜間(18~22)	全日(9~22)
多目的ホール	2,500	3,000	3,500	8,000
会議室	2,000	2,000	2,500	5,000
研修室	2,000	2,000	2,500	5,000
調理実習室	1,000	1,500	2,000	3,000
3 芋埴活性化センター				
	午前(9~13)	午後(13~18)	夜間(18~22)	全日(9~22)
集会室	2,500	3,000	3,500	8,000
調理実	1,000	1,500	2,000	3,000
備考				
1 営利を目的とした(興行的)利用は、基本料金の3倍とする。				
2 暖房を使用する場合は、基本料金の1.2倍とし、10円未満は切り捨てとする。				
3 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。管理は、各地区自治会に委託。使用料は管理受託者の収入とする。				
減免規定あり				
栗駒町姫松地区活性化センター条例				
第8条 管理受託者は、必要があると認める場合は利用料金の全部又は一部を免除することができる。				
高原創造センター				
利用区分	使用基準	利用金額		
		上限額	下限額	
入浴料	大人1人	600	300	
	子供1人	400	200	
減免規定あり				
新林業構造改善事業施設の設置及び管理に関する条例				
第9条 管理受託者は、必要があると認める場合は利用料金の全部又は一部を免除することができる。				
栗駒町畜産資料展示施設 無料				

参 考 事 項

農林関係施設

栗 駒 町				
栗駒コテージ				
区分	使用区分	利用料金		適用
		上限額	下限額	
1棟1泊	平日	20,000	12,000	
	休日等の前日	26,000	18,000	
延長料金	1時間毎	3,000	2,000	最長午後1時まで
冬季加算	10月～3月	2,000	1,000	暖房料
備考				
(1)1棟の利用人数は5名までとする。ただし、子供(幼稚園以下)はこれに含まないものとする。				
(2)休日等の前日とは、土曜日、日曜日祝日の前日とする。				
(3)上記に定めるもの意外のものについては、その都度決定する。				

瀬 峰 町				
瀬峰町農村環境改善センター				
室名\時間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	全日
多目的ホール	2,620	2,620	5,250	10,500
農事研修室	520	520	730	1,570
生活研修室(和室)	520	520	730	1,570
生産物加工研修室	520	520	730	1,570
本町区域外の者が使用する場合は、使用料の5割を加算した額とする。				
減免規定あり (使用料の減免)				
第7条 条例第10条の定めによる使用料を減免をする場合、その減免の割合は、次のとおりとする。				
(1)町機関の主催により使用する場合・・・100分の100				
(2)町以外の行政機関の主催により使用する場合・・・100分の100				
(3)町の機関が育成指導している団体が、その本来の目的又は活動のため使用する場合・・・100分の100				
(4)その他町長が特に必要と認めた団体が使用する場合・・・100分の50				
瀬峰町農林漁家高齢者センター 管理者は町長。使用料は無料。				
小深沢生活改善センター 上富生活改善センター 野沢開拓婦人ホーム 管理は行政区に委任。使用料は、管理受託者の収入とする。				
瀬峰町貸し農園 管理は地元老人クラブに委託 1区画 1,000円/年				

一 迫 町				
一迫町農村環境改善センター				
保健・老人室	230	350	230	810
調理実習室	220	340	220	780
多目的ホール	710	1,110	710	2,530
生活改善室	360	570	360	1,290
青年の室	200	320	200	720
農事研修室	380	600	380	1,360
試食・子供の室	160	240	160	560
その他	(カラオケセット)1曲につき100円			
その他 一迫町公民館条例に準じ、町長がその都度定める。				
備考				
1 調理実習室を使用するときは、ガス、電気料等として参加者1人当たり10円を別に納付しなければならない。				
2 冬期間は、暖房費として各使用料に30%を加算して納付しなければならない。				
3 営利を目的(興業的)とした場合は基本料金の倍額とする。				
4 使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。				
減免規定あり				
一迫町農村環境改善センター条例 (使用料の減免)				
第7条 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。				
一迫町農村環境改善センター管理規則				
第9条 町又は公共団体若しくは社会教育団体が使用する場合は、条例第7条の規程により使用料を減免することができる。				
一迫町農村婦人の家				
加工内容	使用料			備考
こうじづくり	1回転(3日間)	12,360		
味噌づくり	1回転(3日間)	12,360		
豆腐づくり	一箱あたり	410		
落花生いり	1回あたり	200		
乾燥	1時間あたり	260		
真空包装	1袋あたり	10		
製粉	1kgあたり	50		
その他	一迫町公民館条例に準じ、町長がその都度定める。			
減免規定あり				
一迫町農村婦人の家条例				
第7条 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。				
一迫町農村婦人の家管理規則				
第9条 町又は公共団体若しくは社会教育団体が使用する場合は、条例第7条の規程により使用料を減免することができる。				
一迫町農業研修センター 保呂羽会館・狐崎研修センター・川北会館・一本松研修センター・清水二センター・高橋下会館・荒町下集落センター ・・・無料				
一迫町林業センター 無料				

鷺 沢 町				
鷺沢町多目的研修センター使用料				
室名	午前	午後	夜間	全日
研修室(1室)	520	840	1,050	2,100
研修室(2室)	1,050	1,570	2,100	3,150
調理実習室	1,050	1,570	1,890	3,150
会議室	520	840	1,050	2,100
多目的ホール	1,050	1,570	2,100	3,150
(注)				
1 結婚式の場合は、上記に区分する使用料の2分の1とする。				
2 暖房を使用するときは、使用料の3割を加算した額とする。				
減免規定あり				
鷺沢町多目的研修センター設置及び管理に関する条例 第6条 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。				
農産加工室使用料				
使用備品名	備 考			
回転釜(蒸器)	麵加工・麵床加工 120kg(2俵)まで 1回 4,000円			
自動製麵機	豆1回転につき20kg 約1.6斗まで 1回転 900円			
圧力釜(豆煮)	1回につき 9円			
小型真空包装機	1袋につき 9円			
圧搾機	1回につき 10kgまで 1回 200円			
製粉機	1kgにつき 50円			

参 考 事 項

農林関係施設

金 成 町

金成町農村環境改善センター使用料

	1時間当たり	1時間当たり	10時間以上の場合
生活改善研修室	290	290	2,900
農事研修室	180	180	1,800
創制作室	250	250	2,500
農事情報室	140	140	1,400
会議室	140	140	1,400

備考
使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。

減免規定あり
金成町農村環境改善センター管理規則
第6条 条例第9条の規定により使用料の全部又は一部を免除することができるのは、次の各号の一つに該当する場合とし、それぞれ該当各号に定める割合の範囲内において使用料を減免することができる。
1 町が主催して使用する場合 10割
2 町長が特に必要と認めるとき 10割

牧場土地使用料

団地名	草地	日陰林
萩野団地	10a当り 1,270円	10a当り 620円
有壁団地	10a当り 1,920円	

減免規定あり
金成町牧場設置及び管理に関する条例
第6条 町長は、特別の事由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

志 波 姫 町

志波姫町保健センター兼志波姫町農村環境改善センター

使用料	午前の部	午後の部	夜間
多目的ホール	11,210	12,530	16,820
サークル活動室	810	910	1,220
視聴覚研修室	1,630	1,830	2,440
農事研修室	2,030	2,240	3,050
生活改善研修室	1,830	2,030	2,750
調理実習室	2,140	2,340	3,160
地域産業展示室	2,140	2,340	3,160
健康指導室兼機能回復訓練室	4,280	4,480	6,320

備考
1 土曜日、休日は5割増しとする。
2 調理実習室を使用するときは、ガス料金等として別に徴収する。
3 冷・暖房使用の場合は、各使用料に3割を加算し納付しなければならない。

減免規定あり
志波姫町保健センター兼志波姫町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
第9条 町長は特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。(以下略)
2 町長は、公共的団体が社会教育に関する事業の用に使用する場合、若しくはその他特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

志波姫町農村婦人の家

区 分	単 位	使用料
麹加工	15kg(1斗)につき	620
みそ加工	13kg(1斗)につき	620
豆腐加工	3.9kg(1斗)につき	550
麹床加工	15kg(1斗)につき	240
乾燥加工	1日につき	740
	半日につき	360
真空包装	1袋につき	4
ビン詰加工	10kgにつき	120
畜産加工	ハム1工程につき	3780
	その他1工程につき	1260
その他	志波姫町公民館使用料条例に準じ、町長がその都度定める。	

減免規定あり
志波姫町農村婦人の家設置及び管理に関する条例
第9条 公共団体又は公共的団体が使用する場合については、使用料の全部を免除する。
2 前項に定めるもののほか、町長は特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

志波姫町農産加工室

区 分	単 位	使用料
納豆加工	原料大豆125kgまで	1050
	原料大豆125kgを超え250kgまで	2100
その他	志波姫町農村婦人の家設置及び管理に関する条例に準じ、町長がその都度定める。	
第8条に基づき管理運営を委託する場合は契約で定める額		

減免規定あり
志波姫町農産加工室設置及び管理に関する条例
第6条第2項 町長は特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

花 山 村

花山村農山村交流センター(ふるさと交流館)

区 分	観覧料(1人1回につき)			
	一般(学生含む)		小・中学生及び高校生	
	個人	団体	個人	団体
	200円	150円	100円	70円

団体とは20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料による。

減免規定あり
花山村農山村交流センター設置条例
第9条 村長は、学習活動として観覧する村内の児童、生徒並びにこれらの引率者その他特別の事由があると認める者については、展示に係る観覧料を免除することができる。

花山村林業研修センター 無料

参 考 事 項

福祉関係施設

築館町							若柳町				栗駒町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>築館町高齢者福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">入場料を徴収しない場合</th> <th colspan="3">入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合</th> </tr> <tr> <th>9:00 ~12:30</th> <th>12:30 ~18:00</th> <th>18:00 ~21:30</th> <th>9:00 ~12:30</th> <th>12:30 ~18:00</th> <th>18:00 ~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1F</td> <td>ホール</td> <td>1,160</td> <td>1,730</td> <td>2,310</td> <td>2,320</td> <td>3,460</td> <td>4,620</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室(和室)</td> <td>580</td> <td>920</td> <td>1,160</td> <td>1,160</td> <td>1,840</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>1,160</td> <td>1,730</td> <td>2,310</td> <td>2,320</td> <td>3,460</td> <td>4,620</td> </tr> <tr> <td>2F</td> <td>研修室</td> <td>580</td> <td>920</td> <td>1,160</td> <td>1,160</td> <td>1,840</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室(通し)</td> <td>920</td> <td>1,160</td> <td>1,730</td> <td>1,840</td> <td>2,320</td> <td>3,460</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室(和室)</td> <td>580</td> <td>920</td> <td>1,160</td> <td>1,160</td> <td>1,840</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室(通し)</td> <td>1,160</td> <td>1,730</td> <td>2,310</td> <td>2,320</td> <td>3,460</td> <td>4,620</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 調理室を使用するときは、ガス・電気料として、使用者1人当たり30円を別に納付しなければならない。 2 暖房装置を使用する場合は、使用料に100分の30を乗じて得た額を暖房費として徴収する。 3 冷房装置を使用する場合は、1時間当たり200円を冷房費として徴収する。</p> <p>減免規定あり 築館町高齢者福祉センター管理規則 第4条 条例第9条の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は別紙のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の事由</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町が主催する事業に使用する場合</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>2 管理受託者が主催する事業で町長が認めるものに使用する場合</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3 町内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table> <p>老人憩いの家 各地区の集会所等になっている。管理は各地区会に委託。使用料は管理受託者の収入。 ・佐野老人憩いの家・留場北老人憩いの家・根岸老人憩いの家・本木老人憩いの家 ・八幡町老人憩いの家 老人以外の者が使用する場合の使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>9:00 ~13:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>9:00 ~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000 (2時間 1,000円)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000 (2時間 500円)</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000 (2時間 500円)</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 調理室を使用するときは、ガス・電気料として、参加者1人当たり30円を別に納付しなければならない。 2 冬季暖房を使用する場合は基本料金の3割増</p> <p>減免規定あり 築館町老人福祉施設設置及び管理に関する条例 第5条 町長は特別な事由があると認めるときは、前条ただし書きの規定にかかわらず、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>築館町成田ふれあいプラザ使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>9:00 ~13:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>9:00 ~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室(1室)</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000 (2時間 500円)</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>和室(2室)</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000 (2時間 1,000円)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000 (2時間 1,000円)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000 (2時間 500円)</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 調理室を使用するときは、ガス・電気料として、参加者1人当たり30円を別に納付しなければならない。 2 冬季暖房を使用する場合は基本料金の3割増</p> <p>減免規定あり 築館町成田ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例 第6条 町長は、特別な事由があると認めるときは、前条ただし書きの規定にかかわらず、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>								入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合			9:00 ~12:30	12:30 ~18:00	18:00 ~21:30	9:00 ~12:30	12:30 ~18:00	18:00 ~21:30	1F	ホール	1,160	1,730	2,310	2,320	3,460	4,620		研修室(和室)	580	920	1,160	1,160	1,840	2,320		調理室	1,160	1,730	2,310	2,320	3,460	4,620	2F	研修室	580	920	1,160	1,160	1,840	2,320		研修室(通し)	920	1,160	1,730	1,840	2,320	3,460		会議室(和室)	580	920	1,160	1,160	1,840	2,320		会議室(通し)	1,160	1,730	2,310	2,320	3,460	4,620	減免の事由	減免の割合	1 町が主催する事業に使用する場合	100分の100	2 管理受託者が主催する事業で町長が認めるものに使用する場合	100分の100	3 町内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100	室名	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00~21:00	9:00 ~21:00	会議室	1,000	1,000	2,000 (2時間 1,000円)	3,000	休憩室	500	500	1,000 (2時間 500円)	2,000	調理室	500	500	1,000 (2時間 500円)	2,000	室名	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00~21:00	9:00 ~21:00	和室(1室)	500	500	1,000 (2時間 500円)	1,500	和室(2室)	1,000	1,000	2,000 (2時間 1,000円)	3,000	ホール	1,000	1,000	2,000 (2時間 1,000円)	3,000	調理室	500	500	1,000 (2時間 500円)	1,500	<p>若柳町高齢者コミュニティーセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前のみ</th> <th>午後のみ</th> <th>夜間のみ</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(半分)</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,300</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td>1,150</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>教養室(半分)</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>600</td> <td>750</td> <td>900</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>玄関ホール廊下</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>上畑岡コミュニティーセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前のみ</th> <th>午後のみ</th> <th>夜間のみ</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育室</td> <td>1,700</td> <td>2,900</td> <td>4,000</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>1,500</td> <td>3,750</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>大畑ふれあいセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前のみ</th> <th>午後のみ</th> <th>夜間のみ</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>600</td> <td>750</td> <td>900</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>1,500</td> <td>3,750</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>500</td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td>2,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>町館老人憩いの家・上在老人憩いの家</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前のみ</th> <th>午後のみ</th> <th>夜間のみ</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>1,500</td> <td>3,750</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>600</td> <td>750</td> <td>900</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>500</td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td>2,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>福岡老人憩いの家・大林老人憩いの家・かけ老人憩いの家・新町・北浦老人憩いの家・有賀老人憩いの家・多賀老人憩いの家・敷味老人憩いの家・米ヶ浦東老人憩いの家・米ヶ浦中央老人憩いの家・十文字老人憩いの家・八木老人憩いの家・北二股老人憩いの家</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前のみ</th> <th>午後のみ</th> <th>夜間のみ</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>1,500</td> <td>3,750</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>500</td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td>2,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冬季暖房を使用する場合は、基本料金に対し3割増 減免規定あり 若柳町老人福祉施設設置条例 第5条 町長は、特別な事由があると認めるときは、前条ただし書きの規定にかかわらず、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>若柳町母子生活支援施設 共同浴室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金(1ヶ月当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 人</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>中学生・高校生</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>小 学 生</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>幼 児</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免規定なし</p>					午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30	会議室(半分)	1,500	2,000	2,300	5,500		750	1,000	1,150	2,750	教養室(半分)	800	1,000	1,200	2,800		400	500	600	1,400	創作室	600	750	900	2,000	調理室	1,000	1,500	2,000	4,800	玄関ホール廊下	1,100	1,400	1,700	4,000		午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30	体育室	1,700	2,900	4,000	8,600	会議室	1,000	1,250	1,500	3,750	調理室	750	1,000	1,250	3,000		午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30	会議室	600	750	900	2,000	多目的ホール	1,000	1,250	1,500	3,750	調理室	500	750	1,000	2,250		午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30	会議室	1,000	1,250	1,500	3,750	創作室	600	750	900	2,000	調理室	500	750	1,000	2,250		午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30	会議室	1,000	1,250	1,500	3,750	調理室	500	750	1,000	2,250	区 分	料金(1ヶ月当たり)	大 人	1,750	中学生・高校生	1,250	小 学 生	1,000	幼 児	750	<p>栗駒町老人憩いの家</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 暖房を使用する場合は、基本料金の1.3倍の額とする。 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に繰り上げる。 減免規定あり 栗駒町老人憩いの家の管理に関する規則 第9条 老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第10条の規定により別表に掲げる場合は、それぞれ掲げる割合の範囲内において使用料金を減免することができる。</p> <p>栗駒町高齢者コミュニティーセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健体育室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>教養室</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 暖房を使用する場合は、基本料金の1.3倍の額とする。 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に繰り上げる。 減免規定あり 栗駒町高齢者コミュニティーセンター管理に関する規則 第9条 栗駒町高齢者コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例第9条の規定により別表に掲げる場合は、それぞれ掲げる割合の範囲内において使用料金を減免することができる。</p> <p>栗駒町高齢者地域福祉施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康ホール</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>1人 1回 100</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1人 1回 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 営利を目的とした(興行的)使用料は、基本料金の3倍の額とする。 2 暖房を使用する場合は、基本料金の1.3倍の額とする。 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に繰り上げる。 4 浴室の使用時間は、11時から12時及び15時から16時とする。 減免規定あり 栗駒町高齢者地域福祉施設条例施行規則 第9条 栗駒町高齢者地域福祉施設の設置及び管理に関する条例第9条の規定により別表に掲げる場合は、それぞれ掲げる割合の範囲内において使用料金を減免することができる。 別表(3施設共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町又は教育委員会が主催して行う事業</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>2 町又は教育委員会が共催して行う事業</td> <td>100分の 50</td> </tr> <tr> <td>3 町又は教育委員会が後援して行う事業</td> <td>100分の 50</td> </tr> <tr> <td>4 国、県、他の地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合</td> <td>100分の 50</td> </tr> <tr> <td>5 老人クラブ連合会以外の福祉団体が、その本来の事業のため使用する場合</td> <td>100分の 50</td> </tr> <tr> <td>6 町内の保育所、幼稚園の園児及び小学校、中学校の児童生徒が使用する場合</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>7 60歳以上の者が使用する場合</td> <td>100分の 50</td> </tr> <tr> <td>8 町長が特に必要と認めた場合</td> <td>100分の 50以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>栗駒町福祉作業所 無料</p>		区 分	使用料(1時間)	集会室	500	小会議室	200	研修室	200	区 分	使用料(1時間)	保健体育室	500	創作室	200	教養室	200	区 分	使用料(1時間)	健康ホール	600	和室	300	ゲートボール場	600	調理実習室	500	浴室	1人 1回 100	シャワー室	1人 1回 50	区 分	減免率	1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分の100	2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分の 50	3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分の 50	4 国、県、他の地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分の 50	5 老人クラブ連合会以外の福祉団体が、その本来の事業のため使用する場合	100分の 50	6 町内の保育所、幼稚園の園児及び小学校、中学校の児童生徒が使用する場合	100分の100	7 60歳以上の者が使用する場合	100分の 50	8 町長が特に必要と認めた場合	100分の 50以下
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利を目的として商品の宣伝・展示・即売等をする場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	9:00 ~12:30	12:30 ~18:00	18:00 ~21:30	9:00 ~12:30	12:30 ~18:00	18:00 ~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1F	ホール	1,160	1,730	2,310	2,320	3,460	4,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	研修室(和室)	580	920	1,160	1,160	1,840	2,320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	調理室	1,160	1,730	2,310	2,320	3,460	4,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2F	研修室	580	920	1,160	1,160	1,840	2,320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	研修室(通し)	920	1,160	1,730	1,840	2,320	3,460																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	会議室(和室)	580	920	1,160	1,160	1,840	2,320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	会議室(通し)	1,160	1,730	2,310	2,320	3,460	4,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
減免の事由	減免の割合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1 町が主催する事業に使用する場合	100分の100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2 管理受託者が主催する事業で町長が認めるものに使用する場合	100分の100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3 町内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合	100分の100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
室名	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00~21:00	9:00 ~21:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	1,000	1,000	2,000 (2時間 1,000円)	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
休憩室	500	500	1,000 (2時間 500円)	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	500	500	1,000 (2時間 500円)	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
室名	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00~21:00	9:00 ~21:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
和室(1室)	500	500	1,000 (2時間 500円)	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
和室(2室)	1,000	1,000	2,000 (2時間 1,000円)	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ホール	1,000	1,000	2,000 (2時間 1,000円)	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	500	500	1,000 (2時間 500円)	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室(半分)	1,500	2,000	2,300	5,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	750	1,000	1,150	2,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教養室(半分)	800	1,000	1,200	2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	400	500	600	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
創作室	600	750	900	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	1,000	1,500	2,000	4,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
玄関ホール廊下	1,100	1,400	1,700	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
体育室	1,700	2,900	4,000	8,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	1,000	1,250	1,500	3,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	750	1,000	1,250	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	600	750	900	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
多目的ホール	1,000	1,250	1,500	3,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	500	750	1,000	2,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	1,000	1,250	1,500	3,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
創作室	600	750	900	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	500	750	1,000	2,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午前のみ	午後のみ	夜間のみ	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	8:30~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	1,000	1,250	1,500	3,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
調理室	500	750	1,000	2,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
区 分	料金(1ヶ月当たり)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大 人	1,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
中学生・高校生	1,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小 学 生	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
幼 児	750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
区 分	使用料(1時間)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
集会室	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小会議室	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
研修室	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
区 分	使用料(1時間)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
保健体育室	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
創作室	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
教養室	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
区 分	使用料(1時間)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
健康ホール	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
和室	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ゲートボール場	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
調理実習室	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
浴室	1人 1回 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
シャワー室	1人 1回 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
区 分	減免率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1 町又は教育委員会が主催して行う事業	100分の100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2 町又は教育委員会が共催して行う事業	100分の 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3 町又は教育委員会が後援して行う事業	100分の 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4 国、県、他の地方公共団体又は公益法人が主催して使用する場合	100分の 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5 老人クラブ連合会以外の福祉団体が、その本来の事業のため使用する場合	100分の 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6 町内の保育所、幼稚園の園児及び小学校、中学校の児童生徒が使用する場合	100分の100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7 60歳以上の者が使用する場合	100分の 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8 町長が特に必要と認めた場合	100分の 50以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

参 考 事 項

福祉関係施設

高 清 水 町

高清水町地域福祉センター

区 分	使用料(1時間当たり)
談話室	団体 300
福祉団体研修室	300
ボランティア研修室	300
入浴	1回 100
多目的ホール	600

備考

- 1 使用時間には、準備から後始末までの時間を含むものとする。
- 2 使用者が営利を目的として使用する場合は、使用料の100%に相当する額を加算した額とする。
- 3 施設使用と入浴の場合は、施設の使用料のみとする。
(入浴後の休憩のみの場合は入浴料のみとする。)
- 4 消費税は、使用料に含む。

減免規定あり

高清水町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例

第9条 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

高清水町高齢者ふれあいセンター

- 1 高齢者ふれあいセンター外沢田
- 2 高齢者ふれあいセンター善光寺

区 分	午 前	午 後	夜 間	1 日
料金を徴収しないで利用する場合	2,000	2,000	3,000	7,000
料金を徴収して利用する場合	3,000	3,000	4,000	10,000

但し、11月から4月までは暖房料として1回の利用につき500円を加算する。

時間については、午前 9時～12時

午後 12時～17時

夜間 17時～22時

管理は地域自治会に委託。使用料は、管理受託者の収入とする。

減免規定あり

高清水町高齢者ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例

第9条 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

一 迫 町

一迫町老人福祉センター

	午前 (9:00 ～12:30)	午後 (12:30 ～17:00)	夜間 (17:00 ～21:30)	1日 (9:00 ～21:30)
健康管理室	140	180	180	500
生活相談室	140	180	180	500
教養娯楽室	340	430	430	1,200
図書及び会議室	340	430	430	1,200
料理実習室	220	280	280	780
集會室	1,020	1,310	1,310	3,640
カラオケセット	1曲につき 100			

備考

- 1 料理実習室を使用するときは、ガス・電気料等参加者1人当たり10円を別に納付しなければならない。
- 2 冬期間は、暖房費として各使用料に30%を加算して、納付しなければならない。
- 3 営利を目的(興業的)とした使用料は基本料金の倍額とする。
- 4 使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。
使用料は原則として無料とする。
減免規定なし

一迫町活性化センター

	午前 (9:00 ～12:30)	午後 (12:30 ～17:00)	夜間 (17:00 ～21:30)	1日 (9:00 ～21:30)
アリーナ	600	760	760	2,120
アリーナ(舞台を含む)	710	910	910	2,530

1. 冬期は、暖房費として各使用料に30%を加算して納付しなければならない。
2. 営利を目的(興行的)とした使用料は、基本料金の倍額とする。
3. 使用する時間がこの表の定める使用時間に満たない場合においても時間割計算は行わない。
使用料は原則として無料とする。
減免規定なし

一迫町高齢者交流センター(一迫町高齢者交流センター・一迫町高齢者ふれあいプラザ)
管理委託。使用料は5,000円以内で、管理受託者が決定する。
減免規定なし

一迫町生活センター

・一迫町姫松生活センター・八幡生活センター・南沢生活センター・輝井生活センター
・曾根生活センター・鹿島生活センター・大館生活センター・荒町上生活センター
・新町集落センター・竹の内集落センター・清水高齢者能力活動促進センター
・片子沢集落センター・滝野集落センター
使用料は、原則として徴収しない。無料。
減免規定なし

一迫町母子健康センター

使用料 無料。
減免規定なし

老人福祉施設

・本町老人憩いの家(本町会館)・畑老人憩いの家(畑会館)
・清水目老人憩いの家(清水目会館)・大川口上老人憩いの家(大桜会館)
使用料は、原則として無料とする。
減免規定なし

瀬 峰 町

瀬峰町母子健康センター

使用料 無料。

瀬峰町川前老人憩いの家

管理は委託。
使用料
老人は無料。その他は管理受託者の収入になる。

瀬峰町ふれあいセンター

使用料は原則として無料とする。

瀬峰町保健センター

使用料 無料。

一迫町在宅健康管理システム課程用端末機

端末機利用料 (1か月当りの額)	300円
利用者一人当り (1か月当りの額)	100円

福祉関係施設

金 成 町			鶯 沢 町					志 波 姫 町	花 山 村																																																												
<p>金成町地域福祉総合ケアセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>1時間当たり</th> <th>10時間以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,860</td> <td>18,600</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>450</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>乳児指導室</td> <td>450</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>ボランティア研修室</td> <td>450</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>各種団体研修室</td> <td>450</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間に切り上げる。</p> <p>減免規定あり 金成町地域福祉総合ケアセンター管理規程 第8条 町長は、次の各号に掲げる場合には、その使用料を免除することができる。 (1) 町の機関が主催する会議及び行事 (2) 町の機関が認めた団体が主催する会議及び行事 (3) 前各号に掲げるもののほかこれらに準ずるものとして町長が認める会議及び行事 第9条 町長は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる割合の範囲内において使用料を軽減することができる。 (1) 町の機関が共催して使用する場 7割 (1) 町の公共団体が使用する場 5割 2 前項の規程は、営利を目的として使用する場合は適用しない。</p> <p>金成町生活改善センター 使用料 無料。</p>			区 分	使 用 料		1時間当たり	10時間以上の場合	多目的ホール	1,860	18,600	栄養指導室	450	4,500	乳児指導室	450	4,500	ボランティア研修室	450	4,500	各種団体研修室	450	4,500	<p>鶯沢町老人福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室 名</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>1,800</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>集会室及び運動指導室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>合宿研修</td> <td colspan="2">1人 1泊</td> <td>400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとする。 2 使用時間には、準備から後始末までの時間を含むものとする。 3 暖房を使用したときは、使用料の30%を加算した額とする。 4 使用者が営利を目的として使用する場合、又は町外の者が使用する場合は使用料は、使用料の100%に相当する額を加算した額とする。 5 1泊とは、午後10時から翌日の午前9時までとする。</p> <p>減免規定あり 鶯沢町老人福祉センター条例 第9条 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>老人憩いの家 ・荒町老人憩いの家(やすらぎ荘) ・森下老人憩いの家(長寿荘) ・秋法老人憩いの家 ・中央老人の家 使用料は、原則として無料。</p> <p>鶯沢町母子健康センター 使用料 無料。</p>					室 名	午 前	午 後	夜 間	全 日	栄養指導室	1,000	1,500	1,800	3,000	教養娯楽室	500	800	1,000	2,000	相談室	500	800	1,000	2,000	工作室	1,000	1,500	2,000	3,000	集会室及び運動指導室	1,500	2,000	2,500	2,000	図書室	500	500	800	1,500	合宿研修	1人 1泊		400		<p>志波姫町保健センター 農村環境改善センター 併設のため掲載済み</p> <p>志波姫町老人憩いの家 使用料 無料</p>	<p>花山村保健センター しゃくなげセンター併設 のため掲載済み</p>
区 分	使 用 料																																																																				
	1時間当たり	10時間以上の場合																																																																			
多目的ホール	1,860	18,600																																																																			
栄養指導室	450	4,500																																																																			
乳児指導室	450	4,500																																																																			
ボランティア研修室	450	4,500																																																																			
各種団体研修室	450	4,500																																																																			
室 名	午 前	午 後	夜 間	全 日																																																																	
栄養指導室	1,000	1,500	1,800	3,000																																																																	
教養娯楽室	500	800	1,000	2,000																																																																	
相談室	500	800	1,000	2,000																																																																	
工作室	1,000	1,500	2,000	3,000																																																																	
集会室及び運動指導室	1,500	2,000	2,500	2,000																																																																	
図書室	500	500	800	1,500																																																																	
合宿研修	1人 1泊		400																																																																		

栗原地域合併協議会の調整内容

協 定 項 目	使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	
調整方針・調整内容	行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時まで調整する。		

参 考 事 項

行政財産目的外使用料

築 館 町 (単位:円)		
財産の種類	使用の目的	使用料(年額)
土 地	(1)電柱類工 作物等の 設置	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)又は築館町道路占用料条例(平成9年条例第11号)に定めるところによる。
	(2)その他	土地価格の4%に相当する金額
建 物		建物価格の4%に相当する金額に光熱水費等を加算した金額

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
減免規定あり

栗 駒 町 (単位:円)				
財産の種類	使用の目的	単 位	使用料(年額)	
土 地	(1)電柱類の 設置	1本につき	宅地、田畑にあつては 920 山林にあつては 520	
	(2)鉄塔類の 設置	1平方メートルにつき	宅地、田畑にあつては 640 山林にあつては 300	
	(3)維持管理 に地表を 使用する 管類の地下埋設		外径が0.4メートル未満のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあつては 220 山林にあつては 60
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあつては 430 山林にあつては 130
			外径が1メートル以上のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあつては 810 山林にあつては 240
	(4)維持管理 に地表を使用しない地下 工作物の 設置		地下工作物の平面が垂直に地表を画する部分の土地価格の2%に相当する金額	
(5)土地価格 に影響する 架空工作物 の設置		地下工作物の平面が垂直に地表を画する部分の土地価格の 土地価格に相当の減価を求す場合 3% 土地価格に軽度の減価を求す場合に相当する金額 1.5%		
(6)その他		土地価格の4%に相当する金額		
建 物			建物価格の10%に相当する金額に光熱水費等の実費を加算した金額	

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
減免規定あり

金 成 町 (単位:円)			
区 分	使 用 料		
	単 位	金 額	備 考
自動販売機等の設置	1年	12,000	使用期間が1年未満のときは、月割計算を行う。電気料については別に実費相当額を徴収する。
庁舎内売店、展示会等	1日	1,050	電気料については別に実費相当額を徴収する。

金成町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
減免規定あり

花 山 村 (単位:円)			
財産の種類	使用の目的	使 用 料	
		単 位	金 額
土 地	電柱・支線及び支柱		630
	電話柱(電柱であるものを除く)		230
	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く)	1本につき1年	200
	その他の柱類		1,075
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1筒につき1年	610
	郵便差出箱		240
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,125
	送電塔	使用面積1平方メートルにつき1年	470
	その他のもの	長さ1メートルにつき1年	47
		使用面積1平方メートルにつき1年	610
埋設管その他これに類するもの		外径が0.2メートル未満のもの	47
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	94
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	230
		外径が1メートル以上のもの	470
建 物			建物価格の10%に相当する金額に、光熱水費等の実費を加算した金額

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
減免規定あり

協議第49号 使用料、手数料の取扱い参考資料(行政財産目的外使用料)

参 考 事 項

電気通信事業法

第77条第2項 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

1～4 (省略)

5 対価の額並びにその支払の時期及び方法

電気通信事業法施行令

第5条 法第77条第2項第5号の対価の額の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1(第5条関係)

1. 山林

種類	単位	金額(年額)
裸線又は被覆線	本柱1本ごとに	1,210円
ケーブル	本柱1本ごとに	870円

2. 山林以外の土地

種類	単位	金額(年額)				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱	木柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,470円	3,460円	720円	3,000円	360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
附則設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	ハンドポール又はマンホール1個ごとに	3,470円	3,460円	720円	3,000円	360円
その他の設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円

3. 土地に定着する建物その他の工作物線路を支持する場所1箇所ごとに 年額 1,500円

築館町道路占用料条例 第5条別表

(単位:円)

占用物件	単位	金額
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	770
	第2種電柱	1,200
	第3種電柱	1,600
	第1種電話柱	1本につき1年 690
	第2種電話柱	1,100
	第3種電話柱	1,500
	その他の柱類	53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7
	地下電線その他地下に設ける線類	4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年 360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	長さ1mにつき1年 1,100
	郵便差出箱	450
	広告塔	表示面積1㎡につき1年 1,100
その他のもの	占用面積1㎡につき1年 1,100	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	36
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年 71
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140
	外径が0.4m以上1m未満のもの	360
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	外径が1m以上のもの 1,100	
道路法第32条第1項第5号に掲げる物件	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年 710
	地下に設ける通路	360
	その他のもの	1,100
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日 11
	その他のもの	110
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチあるものを除く。)	一時的に設けるもの 表示面積1㎡につき1日 110
	標識	その他のもの 1本につき1年 1,100
	旗ざお	1本につき1日 11
	幕(道路法施工令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その面積の1㎡につき1日 11
アーチ	その他のもの	その面積の1㎡につき1月 110
	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月 1,100
道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料	540	
	占用面積1㎡につき1月	110

備考 (省略)

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	使用料、手数料の取扱い	関係項目
調整方針・調整内容	公共物使用料については、別紙1のとおり合併時まで調整する。	

参考事項

公共物使用料

金 成 町					
種 別	使 用 料		摘 要		
	単 位	金 額			
第1種電柱	1本につき 1年	770			
第2種電柱		1,200			
第3種電柱		1,600			
第1種電話柱		690			
第2種電話柱		1,100			
第3種電話柱		1,500			
その他の柱類		53			
共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき 1年		7	
地下電線その他地下に設ける線類				4	
変圧塔・その他これの類するもの及び公衆電話所	1個(基)につき 1年	1,100			
広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,100			
宅地	近傍類似の固定資産評価額1平方メートル当たり3,000円以上	1平方メートルにつき 1年	120		
	その他のもの	1平方メートルにつき 1年	60		
採草地・放牧地	1,000平方メートルにつき 1年	傾斜度10度以下	5,300		
		傾斜度10度以上15度未満	5,000		
		傾斜度15度以上20度未満	4,700		
		傾斜度20度以上25度未満	4,500		
	傾斜度25度以上	4,300			
埋設管・その他これに類するもの	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.1メートル未満のもの	36		
		外径が0.1メートル以上	53		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	71		
		外径が0.2メートル以上	140		
		外径が0.4メートル以上	360		
	外径が1メートル以上のもの	710			

金成町公共物管理条例
減免規定あり

志 波 姫 町			
形 態 又 は 種 類	単 位	金 額	
1 柱類の設置	1本につき 1年	第1種電柱	770
		第2種電柱	1,200
		第3種電柱	1,600
		第1種電話柱	690
		第2種電話柱	1,100
		第3種電話柱	1,500
		その他の柱類	53
	1メートルにつき 1年	共架電線その他上空に設ける線類	7
		地下電線その他地下に設ける線類	4
	1個(基)につき 1年	変圧塔・その他これの類するもの及び公衆電話所	1,100
広告塔		表示面積1平方メートルにつき 1年	1,100
2 管類の設置	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.1メートル未満のもの	36
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	53
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	71
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	140
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	360
		外径が1メートル以上のもの	710
3 駐車場、休憩所、遊技場、露店、商品置場又は材料置場等	使用面積1平方メートルにつき 1年	110	
4 農地	使用面積1平方メートルにつき 1年	5	

志波姫町公共物管理条例
減免規定あり

花 山 村			
種 別	使 用 料		
	単 位	金 額	
電柱支線及び支柱	1本につき 1年	630	
電話柱(電柱であるものを除く。)		230	
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)		200	
その他の柱類		1,075	
変圧塔・その他これに類するもの及び公衆電話所	1個(基)につき 1年	610	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	2,125	
送電塔	占用面積1平方メートルにつき 1年	470	
宅地	10アールにつき 1年	3,500 ~ 40,000	
採草地・牧草地	10アールにつき 1年	1,650	
埋設管・その他これに類するもの	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.4メートル未満のもの	94
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	230
		外径が1メートル以上のもの	470
駐車場・休憩所・遊技場・露天・商品置場及び材料置場等	使用面積1平方メートルにつき 1年	213	

花山村公共物管理条例
減免規定あり

区分	手数料の種類	単位	参 考 事 項										調整(案)	
			築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村		
税務関係	公簿又は図面の閲覧手数料	1件	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	-	300円	300円	
	所得に関する証明手数料	1件	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
	営業に関する証明手数料	1件	300円	-	-	300円	350円	300円	350円	-	350円	350円	300円	
	資産に関する証明手数料	1枚	300円	300円	300円	300円	300円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	
			(1枚増すごとに50円加算)	-	-	-	(土地5筆、建物5棟まで) (1筆増すごとに10円加算)	-	-	-	(1件、1枚につき) (1枚増すごとに100円加算)	-	(1枚増すごとに50円を加算)	
	納税に関する証明手数料	1枚	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
			(1枚増すごとに50円加算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1枚増すごとに50円を加算)
	課税に関する証明手数料	1件	300円	-	-	-	-	-	-	-	300円	-	-	300円
	車検用納税証明手数料	1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	非課税証明書手数料	1件	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	標識交付証明書手数料	1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	法務局依頼評価証明書手数料	1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	狩猟者登録税に係る証明書手数料	1件	300円	-	300円	-	-	-	300円	-	-	-	-	300円
	免税軽油使用に係る証明書手数料	1件	300円	-	300円	-	-	-	300円	-	-	-	-	300円
その他の証明書手数料	1件	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	-	-	1,300円	
督促手数料	1件	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	
租税特別措置法関係	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000円	86,000円	86,000円	-	53,000円	-	-	86,000円	-	-	86,000円	
	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積合計 100㎡以下	1件	6,200円	6,200円	6,200円	-	4,500円	-	-	6,200円	-	-	6,200円	
	” 100㎡を越え500㎡以下	1件	8,600円	8,600円	8,600円	-	6,200円	-	-	8,600円	-	-	8,600円	
	” 500㎡を越え1,000㎡以下	1件	-	-	13,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	
	” 500㎡を越え2,000㎡以下	1件	13,000円	13,000円	-	-	9,000円	-	-	13,000円	-	-	13,000円	
	” 2,000㎡を越え10,000㎡以下	1件	35,000円	-	-	-	25,000円	-	-	35,000円	-	-	35,000円	
	” 10,000㎡を越え50,000㎡以下	1件	43,000円	-	-	-	31,000円	-	-	43,000円	-	-	43,000円	
” 50,000㎡を超えるもの	1件	-	-	-	-	41,000円	-	-	-	-	-	58,000円		
農業経営基盤強化促進法関係	土地の表示登記手数料	1件	-	-	-	-	-	-	-	-	3,670円	-	-	
	土地の表示の変更登記手数料	1件	-	-	-	-	-	-	-	-	3,670円	-	-	
	登記名義人の表示変更(更正)登記手数料	1件	-	-	-	-	-	-	-	-	3,670円	-	-	
	所有権保存の登記手数料	1件	-	-	-	-	-	-	-	-	3,670円	-	-	
	相続による所有権移転登記手数料	1件	-	-	-	-	-	-	-	-	3,670円	-	-	
	既登記の所有権移転登記手数料	1件	-	-	-	-	-	-	-	-	3,670円	-	-	
鳥獣保護関係	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	900円	3,400円	3,400円	3,400円	
下水道事業関係	公認業者登録手数料 新規の場合	1件	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
	公認業者登録手数料 更新の場合	1件	10,000円	-	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	-	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 新規の場合	1件	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	-	3,000円	3,000円	
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 更新の場合	1件	2,000円	-	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	-	2,000円	-	2,000円	2,000円	
農業集落排水事業関係	排水設備工事業者指定手数料	1件	-	20,000円	-	-	-	-	-	10,000円	20,000円	-	20,000円	

(下水道公認業者登録を行った場合は徴しない)

別紙 手数料(案)の調整理由

区分	手数料の種類	単位	調整(案)	調整(案)の理由
戸籍関係	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	450円	全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務手数料について定めている「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」による額
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	750円	
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件	350円	
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件	450円	
	戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は、戸籍法第48条第2項の規定に基づく届出書その他の町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通	350円	
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・又は認知の届出の受理証明書手数料	1通	1,400円	
	戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件	350円	
住民基本台帳関係	身分に関する証明手数料	1件	300円	全町村300円
			300円	全町村300円
	住民票等の写し・住民登録簿・抄本交付手数料	1通	(同一世帯員については5枚まで300円とし、1枚増すごとに50円を加算)	2枚目以降の手数料について、鶯沢町は規定なし、9町村は加算規定はあるが、一迫町、金成町、花山村の例に調整した。
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	300円	全町村300円
				閲覧対象単位が1件、1世帯、1行政区等各町村差異があるので、1件を基本とすることで調整した。
	戸籍の附票の写し若しくは除かれた戸籍の付票の写し交付手数料	1通	300円	全町村300円
	住民票の記載事項の証明書手数料	1件	300円	全町村300円
	外国人登録原票記載事項証明等手数料	1通	300円	全町村300円
			300円	全町村300円
	住民票の写しの広域交付に関する交付手数料	1通	(1枚増すごとに50円を加算)	全町村同額
	住民基本台帳ネットワークカードの交付手数料	1件	500円	栗駒町のみ1400円、他町村500円 全国全体的に500円(地方自治情報センターで発行、委託料1枚1060円+送料=約1500円位になる。特別交付税で1000円出るので500円としている)
印鑑登録関係	印鑑登録証明書交付手数料	1通	300円	全町村300円
	印鑑登録証交付手数料	1件	500円	無料・300円・500円と差異があるが、カード実費分は負担してもらうということから500円に調整した。
	印鑑登録証再交付手数料	1件	500円	上記と同様の理由による
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件	300円	現在実績がないことから、ほとんどの町では規定されていないが、市になれば必要と考え花山村の300円で調整した。
情報公開関係	情報公開に係る手数料	1件	無料	全町村無料
臨時運行関係	臨時運行許可申請手数料	1件	750円	志波姫・花山は実施なし。今後実施予想されるため、8町の750円で調整した。
埋火葬許可関係	埋火葬許可に関する証明手数料	1件	無料	若柳町・金成町のみ300円、他町村無料のため、無料で調整した。
	改葬許可証交付手数料	1件	300円	定められていない若柳町、金成町では「その他証明」として徴収している。過半数で徴収しているということで300円に調整した。
狂犬病予防関係	犬の登録手数料	1件	3,000円	全町村3000円
	犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件	550円	全町村550円
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600円	全町村1600円
	犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件	340円	全町村340円
環境関係	一般廃棄物収集運搬許可証交付手数料	1件	10,000円	全町村10000円
	一般廃棄物収集運搬許可証再交付手数料	1件	2,000円	高清水町のみ規定なし。徴収すべきであるということから他町村の2000円に調整した。

【参考】 6人の家族の住民票謄本をとった場合の手数料

築館	(3枚まで)300円+(3人×50円)=450円
若柳・栗駒・瀬峰・志波姫	(1枚まで)300円+(5人×50円)=550円
高清水	(1枚まで)300円+(5人×100円)=800円
一迫・金成・花山	(5枚まで)300円+(1人×50円)=350円
鶯沢	300円
調整	(5枚まで)300円+(1人×50円)=350円

追補: 人口3万人以上になると独自発行となる。

区分	手数料の種類	単位	調整(案)	調整(案)の理由
税務関係	公簿又は図面の閲覧手数料	1件	300円	志波姫町はその他証明にて300円徴収しており、他町村では300円
	所得に関する証明手数料	1件	300円	全町村300円
	営業に関する証明手数料	1件	300円	若柳町、栗駒町、金成町はその他証明にて徴収。300円と350円の町村あるが低い金額に調整した。
	資産に関する証明手数料	1枚	300円	300円と350円の町村あるが、低い金額に調整した。
			(1枚増すごとに50円を加算)	現行は2枚の場合300円×2=600円としていたが、築館の例により調整した。
	納税に関する証明手数料	1枚	300円	全町村300円
			(枚増すごとに50円を加算)	「資産に関する証明手数料」に同じ
	課税に関する証明手数料	1件	300円	築館町、金成町以外はその他証明にて300円徴収している。
	車検用納税証明手数料	1件	無料	全町村無料
	非課税証明書手数料	1件	300円	全町村300円
	標識交付証明書手数料	1件	無料	全町村無料
	法務局依頼評価証明書手数料	1件	無料	全町村無料
	狩猟者登録税に係る証明書手数料	1件	300円	築館町、栗駒町、瀬峰町以外はその他証明にて300円徴収している。
	免税軽油使用に係る証明書手数料	1件	300円	築館町、栗駒町、瀬峰町以外はその他証明にて300円徴収している。
	その他の証明書手数料	1件	300円	全町村300円
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円	志波姫、花山村はその他証明にて300円徴収しているが、その他の町の額に調整した。	
督促手数料	1件	100円	全町村100円	
租税特別措置法関係	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000円	宮城県に統一(建設省の算定根拠による。平成12年1月24日付け通知)
	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積合計 100㎡以下	1件	6,200円	
	〃 100㎡を越え500㎡以下	1件	8,600円	
	〃 500㎡を越え2,000㎡以下	1件	13,000円	
	〃 2,000㎡を越え10,000㎡以下	1件	35,000円	
	〃 10,000㎡を超え50,000㎡以下	1件	43,000円	
	〃 50,000㎡を超えるもの	1件	58,000円	
農業経営基盤強化促進法関係	土地の表示登記手数料・土地の表示の変更登記手数料・登記名義人の表示変更(更正)登記手数料・所有権保存の登記手数料・相続による所有権移転登記手数料・既登記の所有権移転登記手数料		廃止	現在、志波姫町のみ徴収。
鳥獣保護関係	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件	3,400円	国の経費試算額3420円により、現在9町村で採用している3400円が妥当との協議結果による。
下水道事業関係	公認業者登録手数料 新規の場合	1件	20,000円	瀬峰町のみ10000円、他町村20000円。現行では複数町村に登録するつど支払っていたものが、市になれば1度で済むので20000円で調整した。
	公認業者登録手数料 更新の場合	1件	10,000円	7町村では10000円、若柳町、瀬峰町、金成町では定められていないが、徴収するべきと調整した。
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 新規の場合	1件	3,000円	9町村では3000円、志波姫町のみ定められていないが、徴収するべきと調整した。
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 更新の場合	1件	2,000円	6町村では2000円。若柳町、瀬峰町、金成町、志波姫町では定められていないが、徴収するべきと調整した。
農業集落排水事業関係	排水設備工事業者指定手数料	1件	20,000円 (下水道公認業者登録を行った場合は徴しない)	農集排水事業実施地区は、若柳町、一迫町、金成町、志波姫町の4町。今後は公共下水道と同等の扱いとすることにし、手数料も公共下水道と同額とすることで調整した。 上記の理由による

協議第50号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 2月13日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 複数の町村に共通している団体については、できる限り合併時まで
に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて
検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながら
も、組織の統合、再編のための指導調整に努める。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	公共的団体等の取扱い	関係項目
調整方針・調整内容	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 複数の町村に共通している団体については、できる限り合併時までに統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合、再編のための指導調整に努める。</p>	

協議項目	参 考 事 項										調整方針	栗原郡等(参考)		
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村				
主な公共的団体等 (平成16年1月現在)														
総務部会関係														
行政区長会	町区長会	町行政区長会	町区長会	町区長会	町区長会	町区長会	町行政区長会	町区長会	町区長会	町区長会	村区長会	(1)		
明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	町明るい選挙推進協議会	村明るい選挙推進協議会	(1)	郡明るい選挙推進協議会	
コミュニティ推進協議会		町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会(5)	町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会	町コミュニティ推進協議会(1)	町コミュニティ推進協議会(1)			
婦人防火クラブ	町婦人防火クラブ連合会	町婦人防火クラブ連合協議会	町婦人防火クラブ連合協議会	町婦人防火クラブ連合会	町婦人防火クラブ	町婦人防火クラブ連合会	町婦人防火クラブ	町婦人防火クラブ連合会	町婦人防火クラブ連合会	町婦人防火クラブ連合会	村婦人防火クラブ連合会	(1)	栗原地区婦人防火クラブ連絡協議会	
交通安全推進協議会	町交通安全推進協議会	町交通安全推進協議会	町交通安全推進協議会	町交通安全対策会議	町交通安全対策会議	町交通安全の町推進協議会	町交通安全対策会議	町交通安全推進協議会	町交通安全推進協議会	町交通安全推進協議会		(1)	栗原地区交通安全推進協議会 若柳地区交通安全推進協議会	
交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	町交通安全母の会	村交通安全母の会	(1)	栗原地区交通安全母の会連合会	
防犯協会	町防犯協会	町防犯協会	町防犯協会	町防犯協会		町防犯協力会	町防犯協会		町防犯協会		村防犯協会	(2)	栗原地区防犯協会連合会 若柳地区防犯協会連合会	
企画財政部会関係														
統計調査員協議会			町統計調査員研究会		町統計調査員協議会	町統計調査員協議会	町統計調査員協議会		町統計調査員協議会		村統計調査員協議会	(2)		
国際交流協会		町国際交流協会	町国際交流協会		町国際交流協会							(2)		
地域出身者交流会	東京築館会、在仙築館会	東京若柳会、在仙若柳会	東京栗駒会	在仙高清水会	在京一迫会、在仙一迫会、在京長崎会	東京瀬峰会、在仙瀬峰会	在京鷲沢会 在仙鷲沢会 在京金成会	在京鷲沢会 在仙鷲沢会 在京金成会	在京鷲沢会 在仙鷲沢会 在京金成会	在京鷲沢会 在仙鷲沢会 在京金成会	在京鷲沢会 在仙鷲沢会 在京金成会			
学校教育部会関係														
PTA連合会	町PTA連絡協議会	町PTA連合会	町PTA連合会		町小中学校PTA連絡協議会		町3校PTA連絡協議会	町PTA連絡協議会				(1)	郡PTA連合会	
社会教育部会関係														
青少年健全育成会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	町青少年健全育成町民会議	(1)	栗原地区青少年育成推進協議会
子ども育成会	町子ども育成会	町子ども育成連合会	町子ども育成会	町こども会	町子ども育成親の会連合会	町子ども育成会	町子ども育成連合会	町子ども育成会	町子ども育成連合会	町子ども育成会	村子ども育成会	(1)	郡子ども育成連絡協議会	
ジュニアリーダー	町ジュニアサークル「あいうえお」	町ジュニアリーダーサークル「コロポックル」	町ジュニアリーダーサークル「山びこ」	町ジュニアリーダー「つくしんぼ」	町ジュニアリーダーサークル「回転木馬」	瀬峰ジュニアリーダーサークル「カボキッズ」	町ジュニアリーダー	町ジュニアリーダー「どんぐり」	町ジュニアリーダー「赤とんぼ」	町ジュニアリーダー「北斗」	村ジュニアリーダー「北斗」	(1)		
青年団	町連合青年団	町連合青年団	町連合青年団				町青年団		町青年会	町青年会	村青年会	(1)	町連合青年団	
婦人会	町婦人会	町連合婦人会	町連合婦人会	町婦人会	町連合婦人会	町婦人の会	町婦人会	町連合婦人会	町婦人会	町連合婦人会	村婦人会	(1)	郡婦人会連合会	
文化協会	町文化芸術協会	町芸術協会	町芸術文化協会	町芸術文化協会	町文化協会	町文化協会	町芸術文化協会	町芸術文化協会	町芸術文化協会	町芸術文化協会	町芸術文化協会	(1)		
体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	町体育協会	村体育協会	(1)	郡体育協会	
スポーツ少年団	町スポーツ少年団本部	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団本部	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団	町スポーツ少年団	村スポーツ少年団	(1)	栗原地区スポーツ少年団連絡協議会	
税務部会関係														
納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会	(1)	郡納税貯蓄組合連合会	
住民部会関係														
自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	自衛隊父兄会若柳支部	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会	村自衛隊父兄会	(1)	栗原地方自衛隊父兄会	
公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会	(1)	栗原地方公衆衛生組合連合会	
保健福祉部会関係														
食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会	(1)	栗原地区食生活改善推進協議会	
民生児童委員協議会	町民生児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員協議会	町民生児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	町民生委員、児童委員協議会	(1)	栗原地区民生委員児童委員協議会	
身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町あかつき福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会	村身体障害者福祉協会	(1)	栗原地区身体障害者福祉協会	
保護司会	町保護司会	町保護司会	町保護司会				町保護司会		町保護司会		町保護司会	(1)	郡保護司会	
更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	町更生保護婦人会	村更生保護婦人会	(1)	栗原地区更生保護婦人会 若柳地区更生保護婦人会	
母子・寡婦福祉会	町母子福祉会	町母子・寡婦福祉会	町母子・寡婦福祉会	町母子福祉会	町母子寡婦福祉連合会	町母子福祉会	町母子寡婦福祉会	町母子寡婦福祉会	町母子寡婦福祉会	町母子寡婦福祉会	村母子寡婦福祉会	(1)	栗原地方母子寡婦福祉連合会	
老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会	村老人クラブ連合会	(1)	栗原地方老人クラブ連合会	
遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	町遺族会	村遺族会	(1)	栗原地区遺族会栗原地方支部	

参 考 事 項												
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村	調整方針	栗原郡等
産業部会関係												
農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会		町農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会	村農業者年金加入者協議会	(2)	
認定農業者協議会	町認定農業者協議会	町地域農業担い手クラブ	町認定農業者連絡協議会	町認定農業者連絡協議会	町認定農業者連絡協議会	町認定農業者等連絡協議会	町認定農業者連絡協議会	町認定農業者連絡協議会	町認定農業者連絡協議会	村農林業担い手協議会	(2)	
農村青年クラブ	農村青年クラブ						町農業農村青少年クラブ連絡協議会	町農業後継者の会	町農業農村青少年クラブ連絡協議会		(2)	
農村生活研究グループ	町農村生活研究グループ連絡協議会		町農村生活研究グループ連絡協議会	町生活改善クラブ連絡協議会	町農村生活研究グループ連絡協議会	町生活改善クラブ連絡協議会	町農村生活研究グループ連絡協議会	町農村生活研究グループ連絡協議会		村生活改善クラブ連絡協議会	(2)	
農産加工団体	町農産加工クラブ連絡協議会	町農産加工クラブ連絡協議会	町農産加工クラブ連絡協議会		町農産加工グループ連絡協議会	泉谷農産加工クラブ、除農産加工クラブ		町農産加工施設利用組合	町アグリパワー婦人連絡協議会			東農産加工者連絡協議会築館支部
和牛改良組合	町和牛改良組合	町和牛改良組合	栗駒高原和牛改良組合	町和牛改良組合	町和牛改良組合	町和牛改良組合	栗駒高原和牛改良組合	町和牛改良組合	町和牛改良組合	村和牛改良組合	(1)	
企業連絡協議会		町企業等連絡協議会	町工場連絡協議会	町企業連絡協議会	町企業連絡協議会	町企業連絡協議会	町企業連絡協議会	町企業経営者連絡協議会			(2)	
消費者の会	町消費者の会	町消費者の会	町消費者の会		町消費者の会							
観光協会・物産協会	町観光協会 町物産振興協会	町観光協会 町物産振興協会	町観光物産協会		町観光協会 町物産振興協会		町観光物産協会			村観光物産協会	(2)	
各種イベント実行委員会	しづはた姫コンテスト実行委員会 つきだて薬師まつり実行委員会 朝市運営委員会	桜まつり実行委員会 夏祭奉賛会 秋まつり実行委員会 朝市実行委員会	くりこま山車祭り実行委員会 東北和太鼓競演大会実行委員会	町桜まつり実行委員会 町夏まつり実行委員会 町秋まつり実行委員会	町夏まつり実行委員会 町産業まつり実行委員会	町桜まつり実行委員会 町夏まつり実行委員会 町夏まつり実行委員会 町産業まつり実行委員会	町夏まつり実行委員会	町物産振興協会 町産業まつり実行委員会 ライトファンタジーin金成実行委員会 春まつり実行委員会 夏まつり実行委員会	町物産振興協会 町イベント実行委員会 カリヨン朝市実行委員会 人形感謝祭実行委員会	はなやま夏まつり実行委員会 花山・湖秋まつり実行委員会 花山鉄砲まつり実行委員会		
建設部会関係												
道路愛護会連合会	町道路愛護会連合会	町道路愛護連合会	町道路愛護連合会	町道路愛護連合会	町道路愛護連合会	町道路愛護連合会	町道路愛護協会	町道路愛護会連合会	町道路愛護会連合会	町道路愛護会連合会	(1)	
河川愛護会連合会	町河川愛護会連合会	町河川愛護会連合会	町河川愛護連合会	町河川愛護連合会	町河川愛護連合会	町河川愛護連合会	町河川愛護協会	町河川愛護連合会	町河川愛護会連合会	町河川愛護会連合会	(1)	
法人格を有する団体												
社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会	(3)	栗原地方社会福祉協議会
シルバー人材センター		(社)若柳町シルバー人材センター	町シルバー人材センター	町シルバー人材センター		町シルバー人材センター	町シルバー人材センター				(3)	
土地改良区	一迫川沿岸土地改良区 二迫川沿岸土地改良区	一迫川沿岸土地改良区 三迫川沿岸土地改良区 若柳川南土地改良区 伊豆沼土地改良区 石越土地改良区 迫川上流土地改良区	二迫川沿岸土地改良区 三迫川沿岸土地改良区	小山田川沿岸土地改良区	一迫川沿岸土地改良区	小山田川沿岸土地改良区	二迫川沿岸土地改良区	三迫川沿岸土地改良区	一迫川沿岸土地改良区 若柳川南土地改良区		(3)	
漁業協同組合	迫川漁業協同組合 伊豆沼・内沼漁業協同組合	伊豆沼漁業協同組合								村漁業協同組合	(3)	
商工会	町商工会	町商工会	町商工会	町商工会	町商工会	町商工会	町商工会	町商工会	町商工会	村商工会	(3)	

今後の事務事業調整や公共的団体との協議により、調整方針に変更がある場合があります。

参考法令

・地方自治法(抜粋)
(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

・市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)
(国、都道府県等の協力等)

第16条 第1項～第7項 省略

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

行政事例 昭和24年1月13日

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たる与否を問わない。

参考事例

・高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会(石川県 かほく市 平成16年3月1日合併予定)

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3町又は2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。

(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(京都府 京丹後市 平成16年3月1日合併予定)

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

(1) 6町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 6町に共通している団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後、速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

(3) その他の団体は、現行のとおりとする。

・砺波地域市町村合併協議会(富山県 南砺市 平成16年11月1日合併予定)

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、その統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 複数の町村に共通している団体は、合併時又は合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

協議第 5 1 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 3 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。

- (1) 町村で交付している共通の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、合併時まで調整する。
- (2) 町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	補助金、交付金等の取扱い	関係項目	補助金、交付金等
調整方針・調整内容	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共の必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。</p> <p>(1) 町村で交付している共通の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、合併時まで調整する。</p> <p>(2) 町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。</p>		

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
主な補助金、交付金										
総務部会関係										
行政区長会	行政区長会助成金	区長会助成金				区長研修補助金				
明るい選挙推進協議会					町明るい選挙推進協議会助成金				町明るい選挙推進協議会助成金	
コミュニティ推進協議会		町コミュニティ推進連絡協議会助成金		町コミュニティ推進協議会助成金	一迫・金田・長崎・姫松地区コミュニティ推進協議会補助金 金田・長崎・姫松地区コミュニティ推進協議会施設管理補助金	町コミュニティ推進協議会補助金	町コミュニティ推進協議会補助金		南郷地区コミュニティ推進協議会補助金	村コミュニティ推進協議会補助金
婦人防火クラブ	町婦人防火クラブ連合会補助金 町婦人防火クラブ単位クラブ補助金	町婦人防火クラブ連絡協議会助成金	町婦人防火クラブ連絡協議会助成金	町婦人防火クラブ連合会助成金	町婦人防火クラブ連絡協議会補助金	町婦人防火クラブ連合会補助金	町婦人防火クラブ活動補助金	町婦人防火クラブ連合会補助金	婦人防火クラブ等補助金	村婦人防火クラブ補助金
その他消防関係補助金	消防団後援会補助金					分団運営補助金	消防団活動協力補助金 自衛消防隊補助金	町消防団運営費補助金 繰法大会出場補助金		
交通安全推進協議会							町交通安全の町推進協議会補助金			
交通安全母の会	町交通安全母の会助成金			町交通安全母の会助成金	町交通安全母の会補助金	町交通安全母の会補助金	町交通安全母の会補助金		町交通安全推進協議会補助金	
その他交通安全関係補助金	交通安全協会築館支部助成金	町シルバードライバースクラブ助成金		町交通少年団活動助成金	交通安全協会一迫支部補助金			交通安全協会金成支部補助金 町高齢運転者会補助金	交通安全協会志波姫支部補助金	交通安全協会花山支部補助金
防犯協会		町防犯協会補助金	町防犯協会補助金	町防犯協会助成金		町防犯協力会補助金	町防犯隊活動補助金		町防犯協会補助金	村防犯協会補助金
山岳遭難救助隊	山岳遭難救助隊装備助成金							山岳遭難救助隊補助金		
企画財政部会関係										
統計調査員協議会			町統計調査員研究会補助金		町統計調査員協議会補助金	町統計調査員協議会補助金	町統計研究会補助金		町統計調査員協議会補助金	村統計調査員協議会補助金
国際交流協会		町国際交流協会補助金			町国際交流協会補助金					
地域出身者交流会	東京築館会補助金		東京栗駒会活動助成金		町ふるさと交流会補助金				東京志波姫会大会開催助成金	
その他補助金							くりでん五郷活性化協議会鷲沢支部補助金 住民自治組織検討補助金			
学校教育部会関係										
PTA連合会		町PTA連合会補助金								
私立幼稚園補助	私立幼稚園運営費補助金	よしの幼稚園補助金								
その他補助金		町内教育研修会助成金			一迫商業高等学校整備充実期成同盟会補助金	瀬峰校教育振興協議会補助金				
社会教育部会関係										
青少年健全育成会議	町青少年健全育成モデル事業助成金	町青少年健全育成町民会議補助金	町青少年健全育成町民会議補助金	町青少年育成町民会議活動助成金	町青少年健全育成町民会議補助金			町青少年健全育成町民会議補助金	町青少年健全育成町民会議補助金	青少年のための村民会議補助金
子ども育成会		子ども育成会活動助成金		子ども育成会活動助成金		子ども育成会助成金	子ども育成会費補助金	町子ども育成会補助金		子ども育成会補助金
ジュニアリーダー	築館町ジュニアサークル あいっえお 補助金			町子供会リーダー研修助成金	一迫町ジュニアリーダーサークル研修補助金	ジュニアリーダー活動助成金	ジュニアリーダー研修運営費補助金			
青年団	町青年団補助金	町連合青年団助成金	町連合青年団活動補助金				青年団体育成費補助金		町青年会補助金	村青年会補助金
婦人会	町婦人会補助金	町連合婦人会助成金	町連合活動補助金	高清水町婦人会助成金	一迫町連合婦人会補助金	婦人の会助成金	婦人団体体育成費補助金 婦人のつどい運営補助金	町連合婦人会補助金	町婦人会補助金	村婦人会補助金
文化協会	町文化芸術協会補助金		町芸術文化協会活動補助金	町芸術文化協会助成金	町文化協会補助金	町文化協会補助金	芸術文化協会育成費補助金 文化祭補助金 芸能発表会補助金 梅、さつき、盆裁祭り補助金	町芸術文化協会補助金	町芸術文化協会補助金	
体育協会	町体育協会補助金	町体育協会助成金	町体育協会活動補助金	町体育協会振興助成金	町体育協会補助金	町体育協会助成金	町体育協会運営補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金	村体育協会補助金
スポーツ少年団	スポーツ少年団育成事業助成金	若柳町スポーツ少年団育成活動補助金	町スポーツ振興会活動補助金	高清水町スポーツ少年団活動助成金		少年スポーツ保護者会助成金	町スポーツ少年団運営補助金	町スポーツ少年団補助金	町スポーツ少年団本部育成補助金	
新生活運動関係補助金	すみよい築館を創る協議会補助金		すばらしいみやぎを創る栗駒町協議会補助金	すばらしいみやぎを創る高清水町協議会補助金	すばらしい一迫を創る協議会補助金		すばらしい鷲沢を創る協議会補助金	すばらしい宮城を創る金成町協議会補助金	すばらしいみやぎを創る志波姫町協議会補助金	
保存会助成金	文化保護活動推進補助金 姥杉保護事業補助金 町白鳥愛護会補助金	無形民俗文化財保存団体(5団体)助成金	栗駒町神楽保存伝承補助金 鳥谷娘神楽保存伝承補助金 正藍染保存伝承補助金 お駒様御巡幸保存活動補助金 鳥矢崎史跡公園保存会補助金		町指定無形民俗文化財(3団体)補助金 宮城県指定民俗文化財(2団体)補助金	神楽保存会補助金 泉谷お屋敷まつり補助金 社会教育地域活動補助金	町指定無形民俗文化財保存補助金	小迫延年保存会補助金 有壁宿本陣保護補助金		花山神楽保存会補助金 花月人形劇団補助金
地区公民館補助金	分館活動補助金								地区公民館活動事業補助金 地区公民館長連絡協議会補助金	
その他補助金	みちのく神楽大会補助金 築館町生活学校補助金 町ジュニア陸上競技選手権大会補助金 宮城県北・岩手県南高等学校陸上競技選手権大会実行委員会助成金 築館薬師マラソン大会実行委員会補助金 高等学校ホッケー-選手権大会補助金 中学校ホッケー-大会参加助			ボーイスカウト活動助成金	一迫町花と緑のまち推進協議会補助金 東北中学校ホッケー選手権大会補助金		菊友の会補助金 菊祭り補助金		町菊花愛好会補助金 栗原・登米くりこま高原駅菊展協議会補助金	夏まつり補助金 村ゲートボール協会補助金

参 考 事 項										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
税務部会関係										
納税貯蓄組合連合会	町納税貯蓄組合連合会助成金	町納税貯蓄組合連合会助成金	町納税貯蓄組合連合会補助金	町納税貯蓄組合連合会報償	町納税貯蓄組合連合会助成金	町納税貯蓄組合連合会助成金	町納税貯蓄組合連合会補助金	町納税貯蓄組合連合会補助金	町納税貯蓄組合連合会補助金	村納税貯蓄組合連合会補助金
単位納税組合補助金	単位納税貯蓄組合補助金 納税貯蓄組合事務補助金		単位納組新規又は合併補助金	納税貯蓄組合育成報償	納税貯蓄組合運営補助金	町納税貯蓄組合事務費補助金	単位納税組合活動維持補助金	町納税貯蓄組合事務費補助金	町納税貯蓄組合事務費補助金	村納税貯蓄組合事務費補助金
その他補助金	町たばこ小売組合補助金	町たばこ小売組合補助金		町たばこ小売組合助成金	たばこ税増収対策協議会補助金	町たばこ小売組合補助金	タバコ販売組合婦人部活動費補助金			
住民部会関係										
自衛隊父兄会	町自衛隊父兄会補助金		町自衛隊父兄会補助金	町自衛隊父兄会助成金	町自衛隊父兄会補助金	町自衛隊父兄会補助金	町自衛隊父兄会補助金	町自衛隊父兄会補助金	町自衛隊父兄会補助金	村自衛隊父兄会補助金
公衆衛生組合連合会	町公衆衛生組合連合会補助金	町公衆衛生組合連合会助成金	栗駒町公衆衛生組合連合会補助金	町公衆衛生組合連合会助成金	町公衆衛生組合連合会補助金	瀬峰町公衆衛生組合連合会補助金	町公衆衛生組合連合会運営費補助金	金成町公衆衛生組合連合会補助金	志波姫町公衆衛生組合連合会補助金	花山村公衆衛生組合連合会補助金
地区衛生組合補助金	単位公衆衛生組合補助金				単位公衆衛生組合補助金			地区衛生組合補助金	衛生組合防疫経費助成金	
その他補助金					南沢環境整備対策協議会補助金					
保健福祉部会関係										
食生活改善推進協議会	町食生活改善推進協議会補助金		町食生活改善連絡協議会補助金	町食生活改善推進協議会助成金		町食生活改善推進員会補助金	町食生活改善推進員会補助金	町食生活改善推進員会補助金	町食生活改善推進員会補助金	村食生活改善推進員協議会補助金
社会福祉協議会	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会助成金	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金	村社会福祉協議会補助金
民生児童委員協議会	町民生・児童委員協議会補助金		町民生委員児童委員協議会補助金	町民生児童委員協議会活動助成金				町民生委員協議会補助金		
身体障害者福祉協会	町身体障害者福祉協会補助金	町身体障害者福祉協会補助金		町身体障害者福祉協会助成金	町身体障害者福祉協会補助金			町身体障害者福祉協会補助金	町身体障害者福祉協会補助金	村身体障害者福祉協会補助金
更生保護婦人会					町更生保護婦人会補助金					
母子・寡婦福祉会	町母子福祉会補助金	町母子寡婦福祉会補助金		町母子福祉会助成金	町母子寡婦福祉連合会補助金			町母子福祉会補助金	町母子福祉会補助金	村母子福祉会補助金
老人クラブ連合会	町老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会助成金	町老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会事業費助成金	町老人クラブ連合会補助金 町老人クラブ連合会施設管理補助金	町老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会補助金	村老人クラブ連合会助成金
単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ活動助成金	単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ活動費助成金	単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ育成補助金		単位老人クラブ助成	単位老人クラブ補助金	村単位老人クラブ助成金
遺族会	町遺族会補助金	町遺族会補助金		町遺族会助成金	町遺族会助成金			町連合遺族会補助金	町遺族会補助金	村遺族会補助金
献血推進協議会補助金								町献血推進協議会補助金	町献血推進協議会補助金	村献血推進協議会補助金
軍恩連盟支部補助金				軍恩連盟高清水支部助成金	軍恩連盟一迫支部補助金		軍恩連盟鷺沢支部補助金	軍人恩給連盟金成支部補助金		
町傷痍軍人会補助金				町傷痍軍人会助成金			町傷痍軍人会補助金	町傷痍軍人会補助金		村傷痍軍人会補助金
日赤関係補助金				日赤高清水分区分活動助成金 日赤青少年赤十字活動助成	日赤一迫分区分補助金	日赤瀬峰分区分補助金	青少年赤十字補助金	日赤奉仕団補助金		
手をつなぐ親の会補助金	心身障害者親の会補助金			町手をつなぐ親の会助成金			手をつなぐ親の会			
築館町はげましホーム補助金		築館町はげましホーム補助金			築館町はげましホーム補助金			築館町はげましホーム補助金	築館町はげましホーム運営助成金	
その他補助金				町保健推進協議会助成金			町保健推進助成金 地域活動クラブ補助金	町精神障害者家族会補助金	母親クラブ活動費負担金 町健康を守る婦人団体連絡協議	村希望の会補助金
産業部会関係										
農業者年金加入者協議会	町農業者年金加入者協議会補助金	町農業者年金加入者協議会補助金	町農業者年金加入者協議会補助金	町農業者年金加入者協議会助成金	町農業者年金加入者協議会補助金		町農業者年金協議会負担金	町農業者年金加入者協議会補助金	町農業者年金加入者協議会補助金	村農業者年金加入者協議会補助金
認定農業者協議会	町農業担い手育成事業補助金				町認定農業者協議会補助金	町認定農業者等連絡協議会運営補助金	中核農家組織育成補助金		町認定農業者連絡協議会補助金	
農村青年クラブ	町農村青年クラブ補助金						青少年クラブ育成補助	町農業後継者の会補助金	農村青少年クラブ助成金	
農村生活研究グループ	町農村生活研究グループ連絡協議会補助金			町生活改善クラブ連絡協議会育成事業補助金	町農村生活研究グループ連絡協議会補助金	町生活改善クラブ運営補助金	町生活研究グループ補育成助成金	町生活研究グループ補助金	町アグリパワー婦人連絡協議会補助金	村生活改善クラブ連絡協議会補助金
農産加工団体	町農産加工クラブ連絡協議会補助金			農産加工団体育成事業補助金	町農産加工グループ連絡協議会補助金	農産加工クラブ運営補助金(2団体)				
町和牛改良組合			栗駒高原和牛改良組合育成補助金 栗駒高原和牛消費拡大推進協議	町和牛改良組合補助金	町和牛改良組合原種牛制度活動補助金	町和牛改良組合育成補助金 町和牛改良組合女性部育成補助金	栗駒高原和牛改良組合育成補助金 栗駒高原牛消費拡大事業補助金	町和牛改良組合補助金		
土地改良区	一迫川沿岸土地改良区補助金 二迫川沿岸土地改良区補助金 三迫川沿岸土地改良区連合運営費負担補助金 一迫川沿岸土地改良区宮野地区維持管理特別会計補助金(旧宮野土地改良区分)	一迫川沿岸土地改良区助成金 三迫川沿岸土地改良区助成金 川南土地改良区助成金 石越土地改良区助成金 伊豆沼土地改良区助成金 三迫川上流土地改良区連合負担金	二迫川沿岸土地改良区補助金 三迫川沿岸土地改良区補助金 文字土地改良区補助金 西向土地改良区補助金 三迫川上流土地改良区連合助成金	小山田川沿岸土地改良区運営助成金	一迫川沿岸土地改良区補助金 真坂土地改良区補助金 三迫川上流土地改良区連合負担金	小山田川沿岸土地改良区運営助成金	三迫川沿岸土地改良区経常経費補助金 三迫川上流土地改良区連合補助金	一迫川沿岸土地改良区補助金 川南土地改良区補助金 三迫川上流土地改良区連合補助金		
漁業協同組合	伊豆沼漁業稚魚放流補助金	伊豆沼漁業協同組合助成金								村漁業協同組合補助金
商工会	商工会一般補助金 商店街アメニティ事業融資資金 利子補給補助金 商店街街路灯維持費補助金 商店街買物駐車場設置事業補助金	商工会補助金 経営改善普及事業補助金 後継者育成補助金 アクティブ商店街担い手支援事業補助金 商店街づくり委員会補助金 街路灯補助金 中小商業活性化事業補助金	栗駒町商工会運営費補助金 商工業後継者育成費補助金 商店街街路灯電気料補助金 商店街街路環境整備費補助金 町商店街活性化事業補助金	商工会事業等助成金 商工会青年部婦人部活動補助金	町商工会補助金 健康維持増進事業補助金	町商工会組織運営費補助金 商工会御興運営費補助金	町商工会振興費補助金	町商工会振興事業補助金 金成町商工会街路灯事業補助金	町商工会補助金	村商工会一般事業補助金
企業連絡協議会		企業等連絡協議会補助金	町工場連絡協議会補助金	町企業連絡協議会助成金	町企業連絡協議会補助金	企業連絡協議会運営補助金	鷺沢町企業連絡協議会補助金	金成町企業経営者連絡協議会補助金		
シルバー人材センター		シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センター活動助成金		シルバー人材センター運営費補助金				
消費者の会	町消費者の会補助金		消費者団体育成補助金		町消費者の会補助金					
観光協会・物産協会	町物産振興協会補助金 町観光協会補助金 つきだて業師まつり補助金 しづはた姫コンテスト実行委員会補助金	町物産振興協会補助金 町観光協会補助金	町観光物産協会補助金		町物産振興協会補助金 町観光協会補助金		町観光物産協会補助金	町物産振興協会補助金	町物産振興協会補助金	村観光物産協会補助金
各種イベント実行委員会	朝市実行委員会補助金 はすまつり実行委員会補助金 伊豆沼内沼フォトコンテスト助成金	桜まつり実行委員会補助金 夏祭奉賛会補助金 朝市実行委員会補助金		町桜まつり実行委員会 町夏まつり実行委員会 町秋まつり実行委員会	夏まつり大会補助金	地域活性化対策事業補助金(桜まつり) せみね夏まつり事業補助金 産業まつり負担金	うぐいすの里夏まつり補助金	産業まつり賛助金 春まつり賛助金 夏まつり賛助金 光の祭典賛助金	町イベント実行委員会補助金 カリヨン朝市実行委員会助成金	湖秋まつり補助金

参 考 事 項										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
農政推進協議会等補助金		町農業振興協議会負担金	町農林業振興協議会補助金	町酪農協議会補助金	町農産振興協議会負担金 町農業担い手協議会補助金	町農業振興協議会負担金	町農業振興協議会補助金	町農業振興協議会補助金	町農業近代化推進協議会補助金 町家畜防疫協議会補助金	村農林業振興協議会補助金 村農林業担い手協議会補助金 村水田農業推進協議会補助金 後継者結婚対策推進協議会補助金
町後継者結婚対策推進協議会助成金				町後継者結婚対策推進協議会助成金		町若者定住促進協議会運営費補助金	町後継者対策協議会補助金			
葉たばこ生産組合補助金				町葉たばこ生産振興会育成事業補助金		葉たばこ生産振興会運営費補助金				
有害鳥獣駆除事業補助金			有害鳥獣駆除事業補助金	猟友会栗原南支部高清水分会育成事業補助金	有害鳥獣駆除隊助成	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除隊補助金	有害鳥獣駆除事業補助金		村猟友会補助金
農作物安定対策事業補助金				病虫害防除協議会負担金		町農作物病虫害防除協議会運営補助金				病虫害防除班活動補助金
みどりの少年団補助金	築館町みどりの少年団育成会活動補助金				一迫町みどりの少年団育成補助金					
生産組織・生産組合育成補助金	町有機物利用促進組合補助金 営農推進活動費補助金	団地化促進生産組合補助金 レンコン生産組合補助金 ブルーベリー協会補助金 大林ファーム生産組合補助金		町稲作研究会育成事業補助金 町野菜生産組合育成事業補助金 町耕土培養組合補助金	生産組合育成補助金 穀菜生産組合育成補助金 転作大豆生産組織等育成補助金 有機の会育成補助金 姫松生産組合乾燥調整施設補助	稲作経営部会運営費補助金 野菜生産組合運営費補助金	八沢地区集団転作組合運営費補助金 農機具格納庫管理費補助金			村自然薯生産組合補助金
産直関係補助金				町産地直売研究会補助金		町旬の市会運営補助金				
畜産関係補助金	家畜防疫事業実施補助金(栗原農業共済組合)		J A 栗っこ栗駒地区肥育牛部会育成補助金			肥育牛部会育成補助金		肉牛枝肉研究会補助金		
水産業関係補助金	さけふ化場運営費補助金									
土地改良事業地区推進委員会等補助金	宇塚地区県営ほ場整備事業(担い手育成型)推進委員会運営費補助金 八沢地区県営担い手育成基盤整備事業推進委員会運営費補助金 城下地区地域活性化推進委員会補助金	若柳町ほ場整備事業推進協議会補助金 新蒲地区担い手育成農地集積事業推進協議会補助金 下畑岡地区ほ場整備事業推進協議会補助金 川北地区ほ場整備事業推進協議会補助金 川北2期地区ほ場整備事業推進協議会補助金 新田地区ほ場整備事業推進協議会補助金 杭ヶ浦地区ほ場整備事業推進協議会				大里地区ほ場整備事業推進協議会補助金 上沢地区ほ場整備事業推進協議会補助金 富地区ほ場整備事業推進協議会補助金		萩野中山間地域活性化推進協議会補助金	杭ヶ浦地区県営ほ場整備事業推進協議会補助金 中沖地区担い手育成基盤整備推進協議会補助金 間海地区土地改良総合整備事業推進協議会補助金 志波姫地区農村活性化住環境整備事業推進協議会補助金	
農用地利用改善組合補助金					長崎農用地利用改善組合補助金 姫松地区農用地利用改善組合補助金					
その他土地改良関係補助金	土地改良事業共同施行連合会補助金 集落共同活動育成助成金	敷味用水組合補助金 多賀かんがい用水組合補助金			町土地改良事業団体連絡協議会補助金 横沢土地改良共同施行補助金			町揚水組合補助金	下刈敷地区維持管理組合補助金	
その他農業関係補助金	築館町二迫川沿岸カドミ汚染防止対策協議会補助金	農事組合長会助成金				瀬峰地区農業機械銀行補助金 町堆肥銀行推進委員会運営補助金	転作推進員連絡協議会運営費補助金		団地連絡協議会助成金 S・F・B(後継者団体)助成金 熊谷区農業少年団助成金	
その他商工関係補助金	町労務改善協議会補助金	町勤労者協議会補助金 町労働福祉推進協議会補助金 万日堂公園を守る会補助金 栗南公園を守る会補助金	くりこま高原温泉郷協議会補助金 栗駒山岳指導隊運営費補助金 耕英地区振興協議会補助金	町地域特産品開発推進協議会補助金						
建設部会関係										
道路愛護会連合会	町道路愛護会連合会補助金	町道路愛護会連合会補助金		町道路愛護連合会交付金		町道路愛護協会連合会補助金		道路愛護団体(行政区×各1)	町道路愛護会連合会補助金	
河川愛護会連合会	町河川愛護会連合会補助金	町河川愛護会補助金	町河川愛護協会補助金	町河川愛護連合会交付金	河川愛護団体補助金	町河川愛護協会連合会補助金	町河川愛護会補助金	河川愛護団体(行政区×各1)	町河川愛護会連合会補助金	
上下水道部会関係										
その他補助金		大袋農排施設利用組合補助金			姫松地区農業集落排水事業推進委員会 大川口地区農業集落排水事業推進委員会				志波姫町水道業務委託員協議会運営補助金	
参考事例	<p>・加美町</p> <p>各種団体への補助金、交付金は、従来からの経緯、実情等を考慮し、平成15年度においては、各町の今年度の措置額と同一基調で措置することを基本方針とするが、新町における住民の一体性の確保を図る観点から、新町における補助金の在り方について、合併時まで引き続き検討し、新町において見直しを図る。</p> <p>(1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一する方向とする。</p> <p>(2) 各町独自の補助金等については、従来からの活動実績を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つように調整する方向とする。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止の方向とする。</p> <p>・東近江市(平成17年2月1日合併予定)</p> <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <p>(1) 各市町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自の補助金等については、従来からの実績等を考慮し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。</p> <p>・登米市(平成17年3月22日合併予定)</p> <p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点及び次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。</p> <p>(1) 各町同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>(2) 各町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。</p>									

協議第52号

コミュニティ施策について

コミュニティ施策について、次のとおり提案する。

平成16年 2月13日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

コミュニティ施策について

- 1 コミュニティ組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする。
- 2 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会施設の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。
- 3 集会施設の建設事業及び助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度中に新たな制度を設けるものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	コミュニティ施策	関係項目	自治会組織・自治会活動補助金・地縁団体
調整方針・調整内容	1 コミュニティ組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする。 2 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会施設の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。 3 集会施設の建設事業及び助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度中に新たな制度を設けるものとする。		

協議項目	参 考 項 目									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 コミュニティ組織等										
(1) コミュニティ組織	なし	若柳町コミュニティ推進連絡協議会 有賀地区コミュニティ推進協議会 大岡地区コミュニティ推進協議会 大目地区コミュニティ推進協議会 畑岡地区コミュニティ推進協議会 下町地区コミュニティ推進協議会	なし	高清水町コミュニティ推進協議会	一迫町コミュニティ連絡協議会 一迫地区コミュニティ推進協議会 金田地区コミュニティ推進協議会 長崎地区コミュニティ推進協議会 姫松地区コミュニティ推進協議会	瀬峰町コミュニティ推進協議会	鶯沢町コミュニティ推進協議会	なし	なし	南郷地区コミュニティ推進協議会 花山地区コミュニティ推進協議会
(2) 地縁団体										
組織数	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2団体（間海振興会・沼崎町内会）
(3) 自治公民館										
組織数	37分館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	17分館
(4) 行政区										
行政区数	38行政区	40行政区	50行政区	13行政区	33行政区	17行政区	9行政区	25行政区	17行政区	14行政区
2										
(1) 自治会活動に対する助成										
名称	分館活動補助金	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
内容	各種分館活動奨励金として年額補助									
要綱等	築館町補助金等交付規則第6条									
(2) コミュニティ推進助成										
名称	なし	コミュニティ推進連絡協議会助成金	なし	高清水町コミュニティ推進協議会助成金	地区コミュニティ推進協議会管理補助金	コミュニティ推進事業補助金	コミュニティ推進協議会補助金	なし	コミュニティ推進協議会補助金	花山地区コミュニティ推進協議会補助金
内容		各地区コミュニティ推進協議会の連絡調整を目的		住民総参加による個性的で魅力ある地域づくりを目標に、連携と相互信頼により意欲的かつ積極的な協力によるコミュニティ「将来に夢と期待が広がる近隣社会」づくりを推進し、地域社会生活の創造に努めることを目的	・町内3地区のコミュニティ施設の管理 ・コミュニティ事業の底務	コミュニティ花壇等整備活動に 対することを目的に補助金を交付する。	コミュニティのあり方について調査研修、コミュニティ整備計画、施設の運営について地域の意思反映、住民の自主的参加を促進するとともにコミュニティ組織活動の連絡推進を図る。		地区を越え、地域間の幅を広げるため各種交流イベントを開催	コミュニティのあり方について調査研修、コミュニティ整備計画、施設の運営について地域の意思反映、住民の自主的参加を促進するとともにコミュニティ組織活動の連絡推進を図る。
要綱等		若柳町補助金等交付規則		高清水町補助金等交付規則	一迫町補助金等交付規則	瀬峰町補助金等交付規則	鶯沢町補助金等交付規則		志波姫町補助金等交付規則	花山村補助金等交付規則
名称		地区コミュニティ活動助成金（有賀・大岡・大目・畑岡・下町）			コミュニティ推進協議会補助金（4地区 一迫、金田、長崎、姫松）					
内容		各地区コミュニティ推進協議会の事業への補助金			4地区のコミュニティ推進協議会事業への補助金					
要綱等		若柳町補助金等交付規則			一迫町補助金等交付規則					
(3) 地域活動に対する助成										
名称	分館事業講師謝礼助成金	なし	まちづくりフロンティア育成事業	なし	一迫町ふるさとづくり助成事業	社会教育地域活動補助金	なし	なし	なし	スポ・ツレクリエ・ジョン施設整備事業補助金
内容	生涯学習推進事業活動時の講師謝金助成		本町の振興発展を図り、地域の特性を生かした独創的で個性的な魅力ある町づくりを推進するため、将来の先導的役割を担うリ・ダ - を育成する目的 国内：10万円以内 国外：50万円以内		(1)人材育成事業 (2)地域の産業おこし事業 (3)地域の文化おこし事業 (4)交流促進事業 (5)町長が特に必要と認める事業	各行政区の社会教育活動の振興を目的とする。（全17行政区）				各地区がスポ・ツレクリエ・ジョン施設の整備に要した経費に対して助成 1/2補助 限度額50万円
要綱等	築館町補助金等交付規則第6条		栗駒町まちづくりフロンティア育成基金条例 栗駒町まちづくり育成事業に関する要綱		一迫町ふるさとづくり助成事業実施要綱	瀬峰町補助金等交付規則				志波姫町地区公民館生涯学習等振興補助金交付要綱

参 考 項 目										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
名称									生涯学習コミュニティ事業助成金	
内容									各地区公民館が実施する、コミュニティ事業に対し助成 1/2補助 限度額2万円 各地区2事業まで	
要綱等									志波姫町地区公民館生涯学習等振興補助金交付要綱	
(4) 集会施設の運営に対する助成										
名称	施設維持管理助成	なし	なし	地区集会所管理助成	なし	地区集会所管理運営費補助金	集会所維持補助金	なし	地区公民館活動事業補助金	花山村集会施設管理運営補助
内容	光熱水費（電気料・水道料）及び修繕費補助 光熱水費：全額助成 修繕費：5万以上の場合1/2助成 （限度額100万円）			地区集会所の管理運営に係る経費に対し助成		各地区集会所の維持費	地区集会所の管理運営に係る経費に対し助成		各地区公民館に対し、地区公民館の管理運営並びに活動費として助成 （均等割：70% 世帯割：30%）	地区集会所の管理運営に係る経費に対し助成
要綱等	築館町公民館分館等施設整備補助金交付要綱			高清水町補助金等交付規則		瀬峰町補助金等交付規則	鶯沢町補助金等交付規則		志波姫町地区公民館生涯学習等振興補助金交付要綱	集会所管理運営補助金交付要綱
3 集会施設の建設に対する助成										
名称	施設整備補助金	なし	集会施設整備費補助金	地区集会施設の新築及び改築事業	なし	地区集会所建設、改修補助金	なし	なし	地区公民館等の新築又は改築事業補助金	なし
内容	分館の新増設等に関する事業補助金 新増築については、補助事業費の3分の1以内の額とし、限度額350万円とする。 また、町が分館等の依頼を受け、町直轄で実施する場合の財源負担割合についても、準用する。	用地は地元提供、建設費は町負担	地域住民が主体となり、一体的共同使用として整備する場合、事業費の一部を予算の範囲内で補助する。 新規集会施設整備・・・補助対象事業費のうち、特定財源を控除した負担額の1/3以内とする。 大規模維持補修、付帯設備の新規整備・・・補助対象事業費のうち、特定財源を控除した負担額が50万円以上で、その額の1/3以内、上限額100万円とする。 公共下水道及び合併処理浄化槽設備・・・補助対象事業費のうち、特定財源を控除した負担額が50万円以上で、その額の1/2以内、上限額100万円とする。	地区集会施設を新築及び改築した場合、5,000千円を限度に助成。	国・県の補助事業により建設。各集会施設を新築又は改築するために用地を取得した場合、取得に要する経費の35%を用地協力謝金として交付	各地区集会所の新築、改築及び補修した場合、工事費の1/2又は1/3の補助金を交付	補助金等の交付規則により交付する。補助率、限度額については協議により決定する。	建設用地は地区が負担し建設は町が行う。建設費用の一部を地区民が負担（集会所運営、管理は地区に委託） 建築費の限度額は地区戸数により決定され、地区民は1戸当たり3万円を負担	各地区公民館を、新築又は改築した場合、1/2（限度額500万円）の助成金を交付	建設用地購入、及び建設費は町負担
要綱等	築館町公民館分館等施設整備補助金交付要綱	補助の規定なし	集会施設整備費補助金交付規則、同交付規定	趣意書、仕様書を審査して決定。	補助の規定なし	瀬峰町補助金等交付規則	鶯沢町補助金等交付規則	補助の規定なし	志波姫町地区公民館生涯学習等振興補助金交付要綱	補助の規定なし

(参考事例)
 登米地域合併協議会 平成17年3月22日合併予定
 (1) 地縁団体
 ・地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 (2) 自治組織育成・活動に対する助成
 ・コミュニティ活動の充実強化を図るため、合併後速やかに新たな統一した支援制度を設けるものとする。
 (3) 地域活動・地域づくりに対する助成
 ・活動に対する支援を重点施策として推進できるよう、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。
 (4) 集会施設
 集会施設の運営に対する助成（負担）については、廃止するものとし、合併後3年以内に調整する。
 集会施設建設に係る財政支援については、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。ただし、平成17年度は中田町の例による

協議第 5 3 号

地方税の取扱い（その 3）について

地方税の取扱い（その 3）について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 3 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

地方税の取扱い（その 3）について

国民健康保険税については、合併特例法第 1 0 条の規定を適用し、不均一課税とする。

納期については、5 月から 2 月（各月 1 6 日～末日）までの 1 0 期とする。

課税方式については、医療、介護とも 4 方式とする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	地方税の取扱い(その3 - 国民健康保険税)	関 係 項 目	国民健康保険税
調整方針・調整内容	国民健康保険税については、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とする。 納期については、5月から2月(各月16日～末日)までの10期とする。 課税方式については、医療、介護とも4方式とする。		

参 考 項 目										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1.国民健康保険税	1.税率 【医療給付費分】 所得割:7.50% 資産割:30.00% 均等割:26,400円(1人当たり) 平等割:31,200円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:0.93% 資産割:5.00% 均等割:7,200円(1人当たり) 平等割:4,800円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:8.30% 資産割:29.00% 均等割:24,600円(1人当たり) 平等割:27,900円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:1.55% 資産割:- 均等割:10,200円(1人当たり) 平等割:- 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:6.84% 資産割:30.80% 均等割:29,520円(1人当たり) 平等割:28,620円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:1.00% 資産割:7.00% 均等割:7,200円(1人当たり) 平等割:4,440円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:6.78% 資産割:30.80% 均等割:22,500円(1人当たり) 平等割:28,200円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:0.95% 資産割:5.50% 均等割:6,000円(1人当たり) 平等割:4,800円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:6.78% 資産割:38.75% 均等割:24,300円(1人当たり) 平等割:33,900円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:1.00% 資産割:5.86% 均等割:5,700円(1人当たり) 平等割:4,500円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:4.60% 資産割:25.00% 均等割:17,640円(1人当たり) 平等割:25,200円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:0.70% 資産割:4.90% 均等割:5,160円(1人当たり) 平等割:4,200円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:6.69% 資産割:32.02% 均等割:18,000円(1人当たり) 平等割:26,400円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:1.00% 資産割:6.41% 均等割:5,400円(1人当たり) 平等割:4,500円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:5.40% 資産割:27.60% 均等割:15,600円(1人当たり) 平等割:18,000円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:0.75% 資産割:5.00% 均等割:4,200円(1人当たり) 平等割:4,800円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:6.55% 資産割:26.50% 均等割:23,400円(1人当たり) 平等割:33,000円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:0.64% 資産割:4.00% 均等割:4,700円(1人当たり) 平等割:5,400円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円	1.税率 【医療給付費分】 所得割:6.70% 資産割:30.00% 均等割:20,400円(1人当たり) 平等割:29,400円(一世帯当たり) 課税限度額:530,000円 【介護納付金分】 所得割:0.80% 資産割:5.00% 均等割:5,100円(1人当たり) 平等割:3,300円(一世帯当たり) 課税限度額:80,000円
	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:11月16日～11月30日まで 第6期:1月16日～1月31日まで	2.納期 第1期:4月1日～4月30日まで 第2期:7月1日～7月31日まで 第3期:9月1日～9月30日まで 第4期:10月1日～10月31日まで 第5期:12月1日～12月25日まで 第6期:1月4日～1月31日まで	2.納期 第1期:7月1日～7月31日まで 第2期:8月1日～8月31日まで 第3期:9月1日～9月30日まで 第4期:10月1日～10月31日まで 第5期:11月1日～11月30日まで 第6期:12月4日～12月28日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:10月16日～10月31日まで 第6期:12月16日～12月28日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:11月16日～11月30日まで 第6期:2月16日～2月28日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:10月16日～10月31日まで 第6期:12月16日～12月28日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:7月16日～7月31日まで 第3期:10月16日～10月31日まで 第4期:12月16日～12月25日まで 第5期:2月16日～2月28日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:11月16日～11月30日まで 第6期:1月16日～1月31日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:12月16日～12月31日まで 第6期:2月16日～2月28日まで	2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:6月16日～6月30日まで 第3期:7月16日～7月31日まで 第4期:9月16日～9月30日まで 第5期:11月16日～11月30日まで 第6期:2月16日～2月28日まで
	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減	3.軽減 7割軽減・5割軽減・2割軽減

参考資料	<p>地方税の特例等</p> <p>合併特例法第10条の規定により、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされている。</p> <p>【合併特例法】</p> <p>第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く限度として課税しないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>その他</p> <p>地方税法第6条及び7条は、公益等による課税免除及び公益や受益に因る不均一課税を規定しており、合併関係市町村においてそれぞれに行われていた課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。</p> <p>【地方税法】</p> <p>(公益等に因る課税免除及び不均一課税)</p> <p>第6条 地方団体は、公益上その事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税しないことができる。</p> <p>2 地方団体は、公益上その事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</p> <p>(受益に因る課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税することができる。</p> <p>(市町村の廃置分合があった場合の課税権の継承)</p> <p>第8条の2 市町村の廃置分合があった場合においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「継承市町村」という。)の区域によって、当該継承市町村が継承する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続き及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ)その他手続きは、それぞれ継承市町村がした賦課徴収その他の手続き及び継承市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続きとみなす。</p>
------	---

協議第53号 地方税の取扱い(その3)「参考資料1」
平成15年度 国民健康保険税 税率比較表

【医療】

所得割		資産割		均等割		平等割		一人当り		世帯当り	
若柳町	8.30%	一迫町	38.75%	栗駒町	29,520円	一迫町	33,900円	築館町	70,123円	志波姫町	160,856円
築館町	7.50%	鶯沢町	32.02%	築館町	26,400円	志波姫町	33,000円	一迫町	67,500円	若柳町	154,194円
栗駒町	6.84%	栗駒町	30.80%	若柳町	24,600円	築館町	31,200円	栗駒町	67,417円	一迫町	153,800円
高清水町	6.78%	高清水町	30.80%	一迫町	24,300円	花山村	29,400円	若柳町	64,784円	栗駒町	151,143円
一迫町	6.78%	花山村	30.00%	志波姫町	23,400円	栗駒町	28,620円	志波姫町	64,740円	築館町	148,362円
花山村	6.70%	築館町	30.00%	高清水町	22,500円	高清水町	28,200円	高清水町	59,237円	高清水町	143,952円
鶯沢町	6.69%	若柳町	29.00%	花山村	20,400円	若柳町	27,900円	鶯沢町	57,135円	花山村	111,314円
志波姫町	6.55%	金成町	27.60%	鶯沢町	18,000円	鶯沢町	26,400円	花山村	52,642円	瀬峰町	109,643円
金成町	5.40%	志波姫町	26.50%	瀬峰町	17,640円	瀬峰町	25,200円	瀬峰町	47,662円	金成町	108,540円
瀬峰町	4.60%	瀬峰町	25.00%	金成町	15,600円	金成町	18,000円	金成町	46,279円	鶯沢町	106,449円

【介護】

所得割		資産割		均等割		平等割		一人当り		世帯当り	
若柳町	1.55%	栗駒町	7.00%	若柳町	10,200円	志波姫町	5,400円	栗駒町	19,269円	若柳町	26,897円
栗駒町	1.00%	鶯沢町	6.41%	栗駒町	7,200円	高清水町	4,800円	若柳町	19,104円	栗駒町	26,668円
一迫町	1.00%	一迫町	5.86%	築館町	7,200円	金成町	4,800円	一迫町	17,727円	一迫町	24,607円
鶯沢町	1.00%	高清水町	5.50%	高清水町	6,000円	築館町	4,800円	築館町	17,071円	高清水町	23,323円
高清水町	0.95%	金成町	5.00%	一迫町	5,700円	一迫町	4,500円	高清水町	16,411円	築館町	23,186円
築館町	0.93%	花山村	5.00%	鶯沢町	5,400円	鶯沢町	4,500円	鶯沢町	15,459円	志波姫町	20,084円
花山村	0.80%	築館町	5.00%	瀬峰町	5,160円	栗駒町	4,440円	志波姫町	14,178円	鶯沢町	19,921円
金成町	0.75%	瀬峰町	4.90%	花山村	5,100円	瀬峰町	4,200円	金成町	14,151円	瀬峰町	19,277円
瀬峰町	0.70%	志波姫町	4.00%	志波姫町	4,700円	花山村	3,300円	瀬峰町	13,819円	金成町	19,249円
志波姫町	0.64%	若柳町	-	金成町	4,200円	若柳町	-	花山村	13,422円	花山村	18,529円

協議第 5 4 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 3 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保健事業（国保分）については、合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱い	関 係 項 目	保険給付事業、保健事業(国保分)
調整方針・調整内容	1 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 保健事業(国保分)については、合併時まで調整する。		

参 考 項 目										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1.保険給付事業										
1.一般被保険者給付金	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割
2.退職者本人給付金	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割
3.退職者被扶養者給付金	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割	7割
4.出産育児一時金給付金	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
5.葬祭費給付金	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円
2.保健事業 国保事業分										
各種検診料助成事業	有	有	有	有	有	有	有	有	無	有
対象者	国保50歳検診(50歳) 国保60歳検診(60歳)	国保加入者 国保節目検診(40.50.60歳)全額	国保加入者	国保加入者 国保節目検診(40.60歳)全額	国保加入者	国保加入者 国保節目検診(各検診) 国保非課税者	国保加入者 国保節目検診(人間ドックのみ)	国保加入者		国保加入者 (一般会計からの助成あり)
年齢基準日	翌年4月1日	翌年4月1日	翌年3月31日	翌年3月31日	翌年3月31日	翌年3月31日	翌年3月31日	翌年3月31日	翌年3月31日	翌年3月31日
各種検診助成料金	基本健康診査(一般)	個人負担分全額 2,500円	検診料金の内 2,500円	検診料金の内 1,500円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 2,000円	個人負担分全額 1,700円	検診料金の内 1,570円	個人負担分全額 3,900円	
	基本健康診査(老人)			検診料金の内 500円						
	胃がん検診	個人負担分全額 2,000円	検診料金の内 1,500円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 1,000円	個人負担分全額 1,600円	検診料金の内 1,530円	個人負担分全額 2,500円	
	大腸がん検診	個人負担分全額 500円	検診料金の内 600円	検診料金の内 500円	検診料金の内 500円		個人負担分全額 500円	個人負担分全額 510円	個人負担分全額 800円	
	子宮ガン(体部)	個人負担分全額 7,014円	検診料金の内 2,100円	検診料金の内 1,000円		検診料金の内 2,000円			個人負担分全額 3,500円	
	子宮ガン(頸部)	個人負担分全額 2,500円	検診料金の内 2,100円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 2,000円	個人負担分全額 2,200円	検診料金の内 1,550円	個人負担分全額 3,500円	
	乳がん検診(視触診)	個人負担分全額 1,500円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 1,100円	個人負担分全額 2,000円	検診料金の内 510円	個人負担分全額 1,600円	
	乳がん検診(マンモ)	個人負担分全額 2,500円	検診料金の内 1,800円	検診料金の内 1,000円		検診料金の内 1,500円		検診料金の内 1,270円	個人負担分全額 2,900円	
	肺がん喀痰検査	個人負担分全額 1,000円	検診料金の内 900円	検診料金の内 1,000円	検診料金の内 700円				個人負担分全額 1,400円	
	前立腺がん検査	個人負担分全額 1,800円	検診料金の内 600円				個人負担分全額 1,000円		個人負担分全額 900円	
	前立腺がん検査(ドック)								個人負担分全額 1,050円	
	肝炎ウイルス検査	個人負担分全額 1,000円	検診料金の内 2,600円							
	骨密度検査		検診料金の内 1,100円						個人負担分全額 1,100円	
	人間ドック検診			検診料金の内32,664円	検診料金の内30,000円		検診料金の内 32,950円	検診料金の内 3,750円	検診料金の内 5,000円	
脳ドック検診		検診料金の内24,600円		検診料金の内 7,000円			検診料金の内 29,400円	検診料金の内 5,000円		検診料金の内18,000円